

佐渡市の環境



虫谷の入り江（小木地区）

令和3年度版
(令和4年11月発行)

佐 渡 市

目次

I	佐渡市の概要	1
1	位置及び面積	1
2	気象	1
3	人口	1
II	環境の現状	2
1	大気汚染の現状	2
(1)	二酸化硫黄	2
(2)	硫黄酸化物	2
2	水質汚濁の現状	3
(1)	河川の水質	4
(2)	加茂湖の水質及び底質	7
(3)	海域の水質	10
(4)	海水浴場の水質	12
(5)	地下水の水質	13
3	騒音・振動の現状	14
(1)	環境騒音	14
(2)	自動車騒音常時監視	15
(3)	道路交通振動	19
(4)	工場、事業場、建設作業に伴う騒音・振動	20
(5)	騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の指定	24
4	悪臭の現状	36
5	特定施設におけるダイオキシン類排出状況	41
6	酸性雨の現状	42
7	公害苦情	43
(1)	公害苦情の受付状況	43
(2)	異常水質事案の発生状況	43
8	放射線等の監視	44
9	廃棄物・リサイクル対策	45
(1)	ごみ処理の現状	45
(2)	ごみの収集委託	46
(3)	ごみの減量・再資源化の状況	46

(4)	ごみ清掃ボランティアの現状	47
(5)	し尿・浄化槽汚泥	47
III	環境基本計画等の推進	48
1	佐渡市環境基本計画	48
(1)	計画の位置づけ	48
(2)	推進状況	50
2	佐渡市地球温暖化対策実行計画	51
(1)	計画の概要	51
(2)	全体目標	51
(3)	具体的な目標と取組み	51
(4)	令和3年度の温室効果ガス排出状況	51
3	環境教育・環境学習	52
(1)	市民大学講座（旧市民環境大学）	52
(2)	環境教育副読本	52
(3)	市民環境講座	52
(4)	環境アドバイザー制度	52
(5)	こども環境学習会	54
4	自然保護	54
(1)	佐渡市自然保護巡視員制度	54
(2)	自然公園の許可、届出等処理件数	54
IV	参考資料	55
1	環境基準一覧	55
2	水産用水基準	68
3	道路交通騒音、振動に係る要請限度	69
4	佐渡市環境基本条例	70
5	佐渡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	75

I 佐渡市の概要

1 位置及び面積

佐渡島は、本土から約 35km 北西の日本海上に位置する日本海側最大の島です。

佐渡市の総面積は 855.68km² で、周囲約 280.8km の海岸線を有しています。北に大佐渡山地、南に小佐渡丘陵が縦走し、中央の国中平野には市内で流域面積最大の国府川が流れ、県内有数の穀倉地帯を形成しています。

面積	855.68 km ² (資料：令和 4 年 7 月 1 日現在 国土地理院)	
極 東	弁天崎 東経 138 度 34 分 28 秒	
極 西	沢崎鼻 東経 138 度 12 分 11 秒	
極 北	二ツ亀 北緯 38 度 20 分 18 秒	
極 南	新谷岬 北緯 37 度 48 分 09 秒	
広ぼう	東西の長さ 32.6km	南北の長さ 59.5km
海岸線	280.8km (資料：令和元年 3 月 31 日現在 国土交通省水管理・国土保全局)	
標 高	大佐渡最高峰 金北山 1,172m	
	小佐渡最高峰 大地山 645m	

2 気象

佐渡の気候は、海洋性で四季の変化に富んでいます。夏は高温多湿で、冬は日本海を北上する対馬暖流の影響を受け、雪はあまり積もりません。平成 30 年から令和 3 年までの 4 か年の平均でみると、平均気温は 14.7℃、平均年間降水量は 1,650.3mm となっています。

年次	気 温(℃)			平均湿度 (%)	日照時間 (時間)	降水量 (mm)	最深積雪 (cm)
	平均	最高	最低				
H30 年	14.4	37.8	-4.9	73	1,709.7	1,692.0	26
R1 年	14.8	38.1	-1.6	71	1,871.4	1,358.5	6
R2 年	15.0	37.4	-3.2	73	1,605.5	1,810.0	2
H3 年	14.8	35.7	-3.0	74	1,848.2	1,741.0	25
平均	14.7	37.2	-3.1	72	1,758.7	1,650.3	14.7

資料：気象庁「気象統計情報」／新潟地方気象台「過去の観測データ・平均値」

3 人口

年次	人 口 (人)			世帯数 (世帯)
	総 数	男	女	
H30 年	55,331	26,669	28,662	23,909
R1 年	54,154	26,134	28,020	23,716
R2 年	53,049	25,663	27,386	23,547
R3 年	51,910	25,167	26,743	23,266

資料：市民課 住民基本台帳人口 (基準日 12 月 31 日)

II 環境の現状

1 大気汚染の現状

空気は、私たち人間が生きていく上でなくてはならないものです。しかし、この大切な空気が汚される原因として、工場や事業場から排出されるばい煙や、自動車から排出される二酸化硫黄、窒素酸化物などがあり、これらは、人の健康や生活環境に悪影響を与えるばかりでなく、酸性雨の原因にもなっています。これらの物質は、大気汚染防止法（昭和 47 年法律第 97 号）により、工場や事業場からの排出が規制され、自動車からの排出ガスには許容限度が定められています。

また、このような発生源に関する規制のほか、地域の環境を維持していくための行政上の具体的な目標として、環境基準が定められています。

市では、大気汚染状況を経年的に把握し、大気汚染防止対策を推進するための資料収集と大気汚染の監視のため、二酸化硫黄と硫黄酸化物の測定を行っています。

また、新潟県では平成 19 年 5 月に県内で初の光化学スモッグ注意報が発令されたことに伴い、測定局のなかった佐渡市に新たに常時測定局を設置し、観測体制を強化しています。PM2.5 についても、平成 26 年 12 月から測定を実施しています。測定値については、新潟県ホームページで確認できます。

(<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kankyotaisaku/1216836082281.html>)

(1) 二酸化硫黄 (SO₂)

市では、東北電力株式会社との公害防止協定に基づき、溶液導電率法による二酸化硫黄の測定報告を四半期ごとに求め、大気の監視を行っています。

その結果、大気汚染に係る環境基準（1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下）に適合していました。

令和 3 年度二酸化硫黄測定結果

測定局名	有効測定日数(日)	測定時間(時間)	年平均値(ppm)	1 時間値が 0.1ppm を超えた時間(時間)	日平均値が 0.04ppm を超えた日数(日)	1 時間の最高値(ppm)	日平均値の最高値(ppm)
駒坂	358	8,586	0.0003	0	0	0.058	0.004
椿	360	8,597	0.0000	0	0	0.007	0.001

資料：生活環境課

(2) 硫黄酸化物 (SO_x)

昭和 48 年から両津火力発電所の周辺で、硫黄酸化物の測定を開始し、過去 10 年以上にわたる測定の結果、汚染度評価の基準値との比較で、全ての地点で満たしていたため、令和 3 年 3 月末に分析を終了しました。

2 水質汚濁の現状

市では、水環境保全のため水質汚濁の現状を監視しています。令和3年度は、河川、海水浴場及び加茂湖の底質の測定を実施しました。

新潟県では、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条第1項の規定に基づき「公共用水域及び地下水の水質測定計画」を定め、県内の河川、湖沼、海域及び地下水の水質測定を実施しています。

(1) 河川の水質

市では、市内29河川30地点で、pH（水素イオン濃度）、BOD（生物化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質）、DO（溶存酸素量）及び透視度の5項目について水質測定を実施しました。（大腸菌群数については、4河川のみ実施。）これまでの測定結果に基づき、数値が安定している河川については、平成27年度から輪番制で測定を実施しています。

河川における生活環境の保全に関する環境基準と比較した場合、小倉川、大道川のSS、外城川・貝喰川・長江川（両津）、天王川（新穂）の大腸菌群数の数値が、それぞれ環境基準のCタイプのレベルでした。その他の河川は、全ての検査項目でAA～Aタイプのレベルでした。

また、新潟県では、水質測定計画に基づき、河川に係る環境基準Bタイプに指定されている国府川の水質について、国府橋と皆川大橋の2地点で水質測定を実施しています。

なお、最新の水質測定結果については、新潟県ホームページで確認できます。

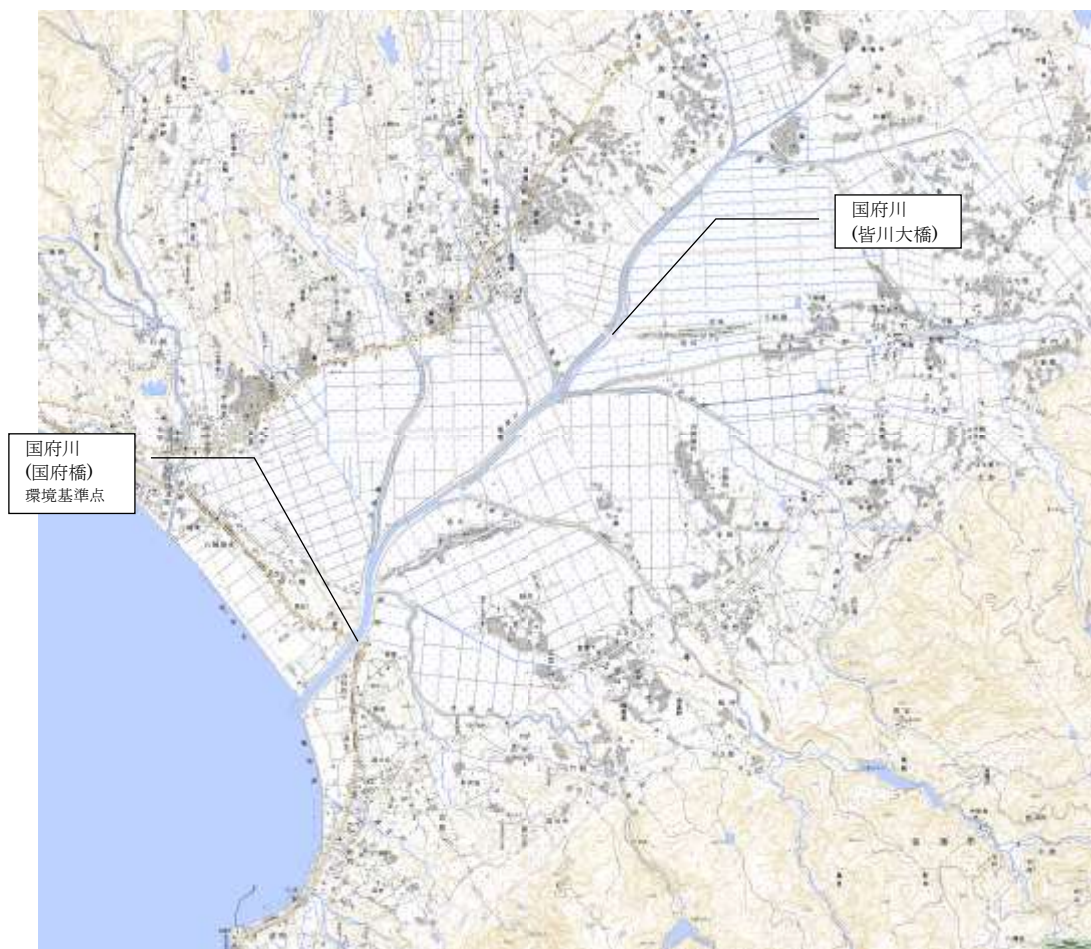
(<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kankyotaisaku/1356832771296.html>)

令和3年度河川水質測定結果

調査年月日：R3.10.13 天候：晴れ・曇り

地区	河川名	気温 (°C)	水温 (°C)	pH	BOD (mg/l)	SS (mg/l)	DO (mg/l)	透視度 (cm)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
両津	梅津川(上流)	20.0	16.7	7.7	0.5 未満	1 未満	10	30 以上	—
	梅津川(下流)	20.5	18.7	8.0	0.5 未満	1	10	30 以上	—
	外城川	23.0	18.8	7.9	0.6	2	9.4	30 以上	33,000
	貝喰川	22.0	18.5	7.8	0.5 未満	2	9.1	30 以上	17,000
	長江川	22.0	17.8	7.6	0.5 未満	1	9.3	30 以上	7,000
相川	海士町川	20.0	18.5	8.1	0.6	6	9.8	30 以上	—
	間切川	20.0	16.5	7.1	0.5	17	10	24.8	—
	濁川	21.5	18.5	8.0	0.5 未満	3	10	30 以上	—
佐和田	質場川	—	—	—	—	—	—	—	—
	玄道川	20.0	17.0	7.8	1.1	5	9.0	30 以上	—
	荒町川	21.0	17.0	7.9	0.7	11	10	30 以上	—
	常江川	18.0	18.8	7.6	1.6	6	8.3	30 以上	—
	石田川	18.0	17.7	7.7	0.8	8	9.8	30 以上	—
金井	藤津川	22.0	19.3	7.9	1.1	13	10	30 以上	—
	中津川	—	—	—	—	—	—	—	—
	新保川	22.5	19.2	7.8	0.7	4	9.6	30 以上	—
	地持院川	23.5	20.0	7.8	0.9	7	9.6	30 以上	—
新穂	天王川(本流)	23.0	20.5	7.7	0.8	7	9.1	30 以上	79,000
	国府川	23.0	19.5	7.8	0.5 未満	6	9.8	30 以上	—
	大野川	—	—	—	—	—	—	—	—
畑野	小倉川	21.5	21.5	7.9	0.5 未満	45	9.3	20.2	—
	長谷川	—	—	—	—	—	—	—	—
	何代川	21.5	20.4	7.8	0.7	8	9.0	30 以上	—
真野	西三川川	18.0	18.5	7.8	0.5 未満	2	9.8	30 以上	—
	小川内川	—	—	—	—	—	—	—	—
	真野川	19.0	19.0	7.7	0.6	4	9.8	30 以上	—
	高立川	19.0	18.9	7.8	1.5	8	9.8	30 以上	—
	大道川	19.0	18.5	7.6	1.0	28	8.7	21.0	—
小木	小比叡川	—	—	—	—	—	—	—	—
	泉財川	19.0	20.0	8.1	1.4	21	9.6	23.0	—
	称光寺川	18.0	18.3	8.0	0.6	3	9.1	30 以上	—
	井坪川	20.0	18.5	8.1	0.7	13	9.6	23.2	—
羽茂	羽茂川	20.0	19.5	7.9	0.7	6	10	30 以上	—
赤泊	羽茂川	19.0	19.6	7.7	0.5 未満	3	9.4	30 以上	—
	腰細川	20.8	19.8	7.9	0.5 未満	2	9.8	30 以上	—
	田崎川	—	—	—	—	—	—	—	—
	高川川	21.0	18.8	7.9	0.6	7	10	30 以上	—

資料：生活環境課



令和3年度新潟県河川水質測定 調査地点図

(2) 加茂湖の水質及び底質

加茂湖は、両津湾に隣接した面積 4.85 km²の汽水湖で、カキ養殖を中心とする水産業の場となっています。加茂湖に流入する主な河川は、長江川、天王川など4河川ありますが、一般に閉鎖性の高い湖沼は、水の交換が悪く流入物質が堆積しやすいため、汚染物質が流入し、一度湖沼が汚染されるとその回復には長い年月を要してしまいます。このため、湖沼の自然環境や水産資源を保全するには、湖沼の状態（水質や底質等）を継続して監視することが重要となります。

水質汚濁に関しては、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められており、加茂湖は海域に係る環境基準のB類型及びII類型に指定されています。また、公共用水域の水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法により工場・事業場からの排水について規制が行われています。加茂湖流域では、県条例により更に上乗せした基準で規制を強化しています。

これらの達成状況を把握するため、市で底質測定、県で水質測定（両津湾（丙）水域）を実施しました。

この結果、底質のCOD及び硫化物については、水産用水基準を超過した地点もあったため、今後も加茂湖内の汚濁負荷の低減に努める必要があります。

なお、最新の水質測定結果については、新潟県ホームページで確認できます。
(<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kankyotaisaku/1356832771296.html>)



県内最大の湖 加茂湖

令和3年度佐渡市 加茂湖底質測定地点図

測定地点の概要

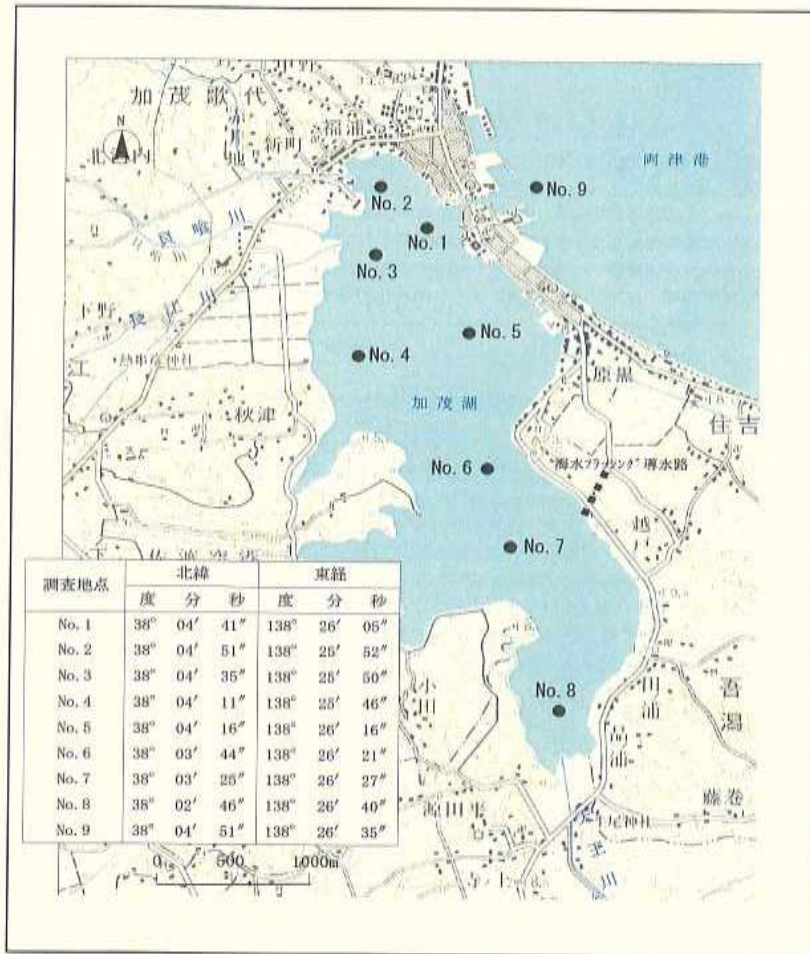


図 3-1 調査地点の位置

地点名		概要
加茂湖内	No.1	加茂湖北部に位置する人工水路（湖口）付近で、潮汐の影響（湖内と両津湾との水交換）等を受けやすい地点
	No.2	外城川が流入し、市街地（特に両津夷地区）からの各種排水等の影響が想定される地点
	No.3	貝喰川及び長江川が流入し、周辺流域からの各種排水等の影響が想定される地点
	No.4	周辺流域は農耕地であり、農業排水がわずかに流入するが、生活排水の影響は少ないと推察される地点
	No.5	市街地（特に両津湊地区）からの各種排水等の影響が想定される地点
	No.6	主に椎崎温泉郷からの各種排水等の影響が想定される地点
	No.7	湖内最深部付近で、海水・淡水フラッシング導水路の影響区域と想定される地点
	No.8	加茂湖最奥域に位置し、天王川や他の流域からの各種排水等の影響が想定される地点
	両津湾内	No.9

令和3年度加茂湖底質測定結果

年月日	地点	pH	COD (mg/g)	硫化物 (mg/kg)	T-C(全炭素) (%)	T-N(全窒素) (%)	T-P(全リン) (mg/kg)
R3.8.18	No.1	7.9	7.2	235	1.00	0.05	498
	No.2	7.6	17.3	605	2.63	0.19	606
	No.3	7.7	16.1	1,470	2.70	0.22	684
	No.4	7.6	25.9	533	4.31	0.35	650
	No.5	7.7	18.3	767	2.00	0.17	424
	No.6	7.5	33.6	1,730	5.71	0.46	727
	No.7	7.4	38.5	1,610	5.82	0.46	683
	No.8	7.5	16.9	862	2.30	0.18	411
	No.9	8.0	1.8	77	0.06	0.01	356

資料：生活環境課

(3) 海域の水質

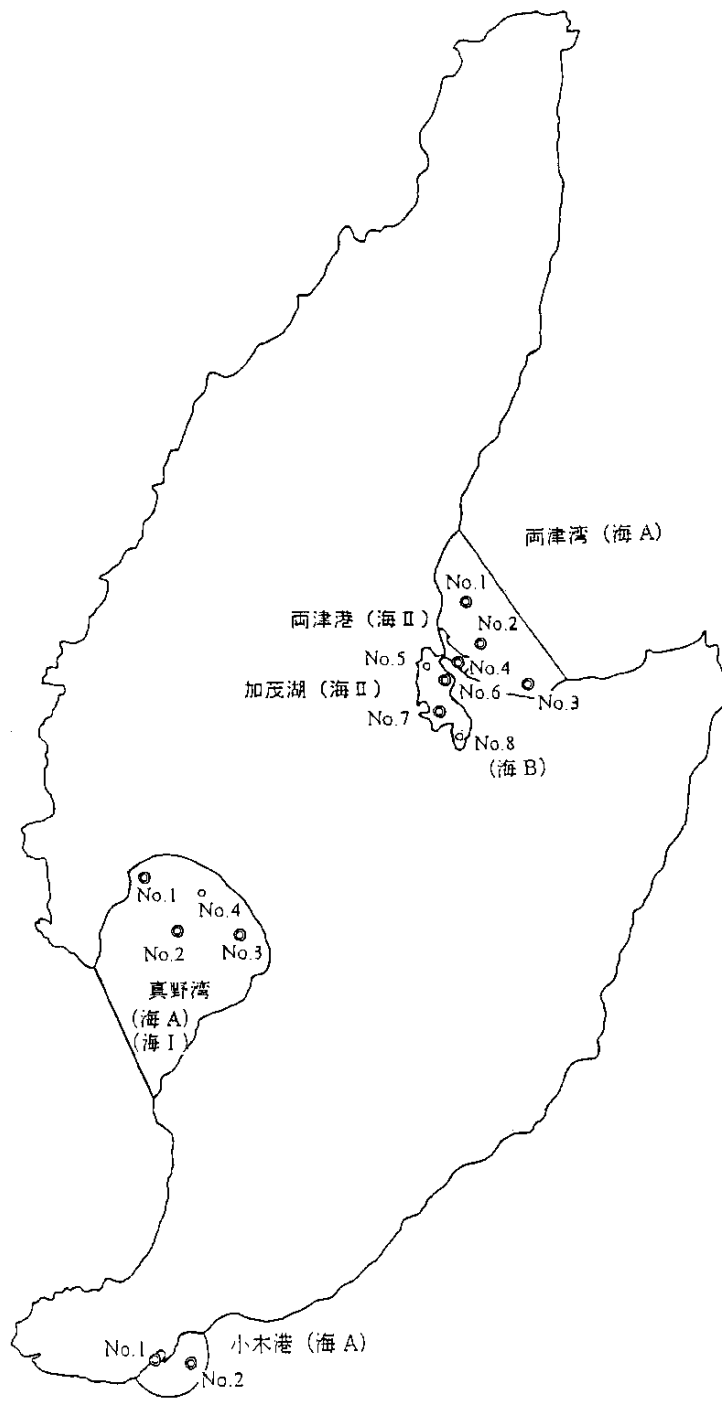
新潟県では、水質測定計画に基づき、海域に係る環境基準が指定されている両津湾（両津湾(甲)：海域 A）、両津港（両津湾(乙)：海域 B 及びⅡ）、加茂湖（両津湾(丙)：海域 B 及びⅡ）、真野湾（海域 A 及びⅠ）及び小木港（海域 A）について、両津湾 4 地点、加茂湖 4 地点、真野湾 4 地点、小木港 2 地点の計 14 地点で水質測定を実施しています。

なお、最新の水質測定結果については、新潟県ホームページで確認できます。

(<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kankyotaisaku/1356832771296.html>)



両津湾と加茂湖



令和3年度新潟県海域水質測定 調査地点図

(4) 海水浴場の水質

海水浴場を健全なレクリエーションの場として確保することを目的に、市内8海水浴場で海水浴場の水質測定を実施しました。

環境省の「水浴場水質判定基準」に基づき、COD、ふん便性大腸菌群数、透明度及び油膜の有無の4項目について測定を行った結果、水質調査を実施した全ての海水浴場が、海水浴に適している水質と判定されました。水質測定の総合判定では、「水質AA」が6海水浴場、「水質A」が2海水浴場でした。

平成19年6月に、環境省が公表した全国水浴場の遊泳期間前水質調査で、「水質が特に良好な水浴場」として佐渡市から3海水浴場(二ツ亀、赤亀・風島なぎさ公園、城が浜)が選ばれました。

令和3年度海水浴場水質測定結果

海水浴場	開設前(5月上旬～中旬)					開設中(7月下旬～8月上旬)					総合判定
	COD(mg/l)	ふん便性大腸菌群数(個/100ml)	透明度	油膜	判定	COD(mg/l)	ふん便性大腸菌群数(個/100ml)	透明度	油膜	判定	
二ツ亀	0.9	<2	>1m	無	AA	1.1	<2	>1m	無	AA	AA
入崎	0.8	<2	>1m	無	AA	0.6	<2	>1m	無	AA	AA
達者	0.9	<2	>1m	無	AA	0.9	2	>1m	無	A	AA
佐和田	1.1	<2	>1m	無	AA	1.1	6	>1m	無	A	A
赤亀・風島なぎさ公園	0.8	<2	>1m	無	AA	0.8	2	>1m	無	A	AA
素浜	0.8	<2	>1m	無	AA	0.8	2	>1m	無	A	AA
城が浜	0.9	<2	>1m	無	AA	0.6	4	>1m	無	A	A
平沢公園	0.8	<2	>1m	無	AA	0.6	<2	>1m	無	AA	AA

資料：生活環境課

環境省が定める「水浴場水質判定基準」

区分		COD(化学的酸素要求量)	ふん便性大腸菌群数	透明度	油膜の有無
適	水質AA	2mg/l以下 (湖沼は3mg/l以下)	不検出 (検出下限2個/100ml)	全透 (1m以上)	油膜が認められない
	水質A		100個/100ml以下		
可	水質B	5mg/l以下	400個/100ml以下	1m未満～50cm以上	常時は油膜が認められない
	水質C	8mg/l以下	1,000個/100ml以下		
不適		8mg/l超	1,000個/100mlを超えるもの	50cm未満 (注1)	常時油膜が認められる

(注1) 砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。



平成18年度環境省「快水浴場百選」に選ばれた二ツ亀海水浴場

(5) 地下水の水質

平成元年に水質汚濁防止法の一部が改正され、事業場からの有害物質の地下浸透が禁止されるとともに、都道府県知事による地下水の水質監視が義務付けられました。

県では、昭和 59 年度から地下水の水質調査を実施しており、平成元年度からは水質測定計画に基づく、概況調査、汚染井戸周辺地区調査、継続監視調査を実施しています。

① 概況調査

全体的な地下水質の概況を把握することを目的としています。

ア 環境監視調査

県内を地形、地質、地下水流動等で 32 流域に区分し、流域内の地下水質の概況を把握するため実施しています。

令和 3 年度は、佐渡市内の 2 地点で調査が実施されました。

イ 事業場等監視調査

これまで調査を実施していない有害物質使用事業場の周辺地区及び環境監視調査対象流域外地域等の地下水汚染の状況を把握するため実施しています。

令和 3 年度の調査はありませんでした。

② 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により新たな汚染が判明した場合、汚染原因と汚染範囲を把握するために実施しています。

令和 3 年度の調査はありませんでした。

③ 継続監視調査

過去の詳細調査で確認された汚染の経年変化を監視することを目的として実施しています。

令和 3 年度は、佐渡市内の 10 地点で調査が実施されました。なお、新潟県が対応した地下水汚染に関する情報については、新潟県ホームページで確認できます。

(<http://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kankyotaisaku/1205082976387.html>)

3 騒音・振動の現状

(1) 環境騒音

市では、環境騒音の現状を把握するため、例年調査・監視を行っています。令和3年度は、一般地域10地点、道路に面する地域18地点、計28地点の騒音測定を行いました。

一般地域において、全9地点で昼夜間共に環境基準を満足しました。道路に面する地域においても、全18地点で昼夜間共に環境基準を満足しました。

令和3年度環境騒音調査測定結果

地域区分	調査地点番号	住所	環境基準類型	騒音規制法区分	騒音レベル			
					測定値(dB)		評価	
					昼間	夜間	昼間	夜間
一般地域	1	千種 1010	A	2	42	35	○	○
	2	千種 134-1	B	2	52	47	○	×
	3	千種 1156-1	C	3	54	45	○	○
	4	梅津 2314-1	B	2	43	33	○	○
	5	加茂歌代 235-13	C	3	49	39	○	○
	6	中原 388-1	B	2	53	36	○	○
	7	下長木 380-3	C	3	46	38	○	○
	8	畑野 1000	-	-	55	28	○	○
	9	吉岡 947-1	-	2	43	35	○	○
	10	真野新町 540-1	-	3	54	35	○	○
環境基準超過地点数							0	1
道路に面する地域	11	千種 1014-1	A	2	51	39	○	○
	12	千種 264	B	2	62	50	○	○
	13	千種丙 202-1	C	3	65	58	○	○
	14	梅津 2318-1	B	2	53	39	○	○
	15	両津湊 198	C	3	60	47	○	○
	16	相川栄町 2-1	-	3	54	43	○	○
	17	八幡 2002	C	3	65	54	○	○
	18	窪田 814	B	2	68	54	○	○
	19	八幡 1868-甲	C	3	57	44	○	○
	20	八幡 2037-19	C	4	64	51	○	○
	21	新穂瓜生屋 490	-	-	58	43	○	○
	22	畑野甲 533	-	-	63	52	○	○
	23	畑野甲 340-1	-	-	57	43	○	○
	24	吉岡 947-3	-	2	56	45	○	○
	25	真野新町 293	-	3	58	49	○	○
	26	小木町 884	-	-	50	35	○	○
	27	羽茂上山田 1133	-	-	61	56	○	○
	28	徳和 6154	-	-	53	43	○	○
環境基準値超過地点数							0	0

環境基準の類型指定をされていない地点は、その地域を勘案し類型をあてはめ評価しました。

資料：生活環境課

(2) 自動車騒音常時監視

市では、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、自動車騒音常時監視を実施しました。

- ① 対象地域…市内の幹線交通を担う道路（原則、2 車線以上で市道は 4 車線以上）を対象に道路端から両側 50 メートルにある住居等が存在する沿道地域の環境基準の達成状況を調査しました。
佐渡市内の対象となる道路は、9 路線で総延長 20.3 キロメートルです。
- ② 測定計画…全体を 5 年計画で評価します。令和 3 年度は 17.8 キロメートルを対象としました。

	路線名	評価区間の延長 (km)
1	一般国道 350 号	9.9
2	主要地方道佐渡一周線	5.2
3	主要地方道両津真野赤泊線	1.5
4	一般県道妙照寺佐和田線	0.6
5	一般県道市野沢中與線	0.6
	計	17.8

- ③ 測定結果…対象路線について、実音測定及び環境基準達成の推定等を行い、その結果を用いたシミュレーションにより沿道地域の環境基準の達成状況を調査しました。

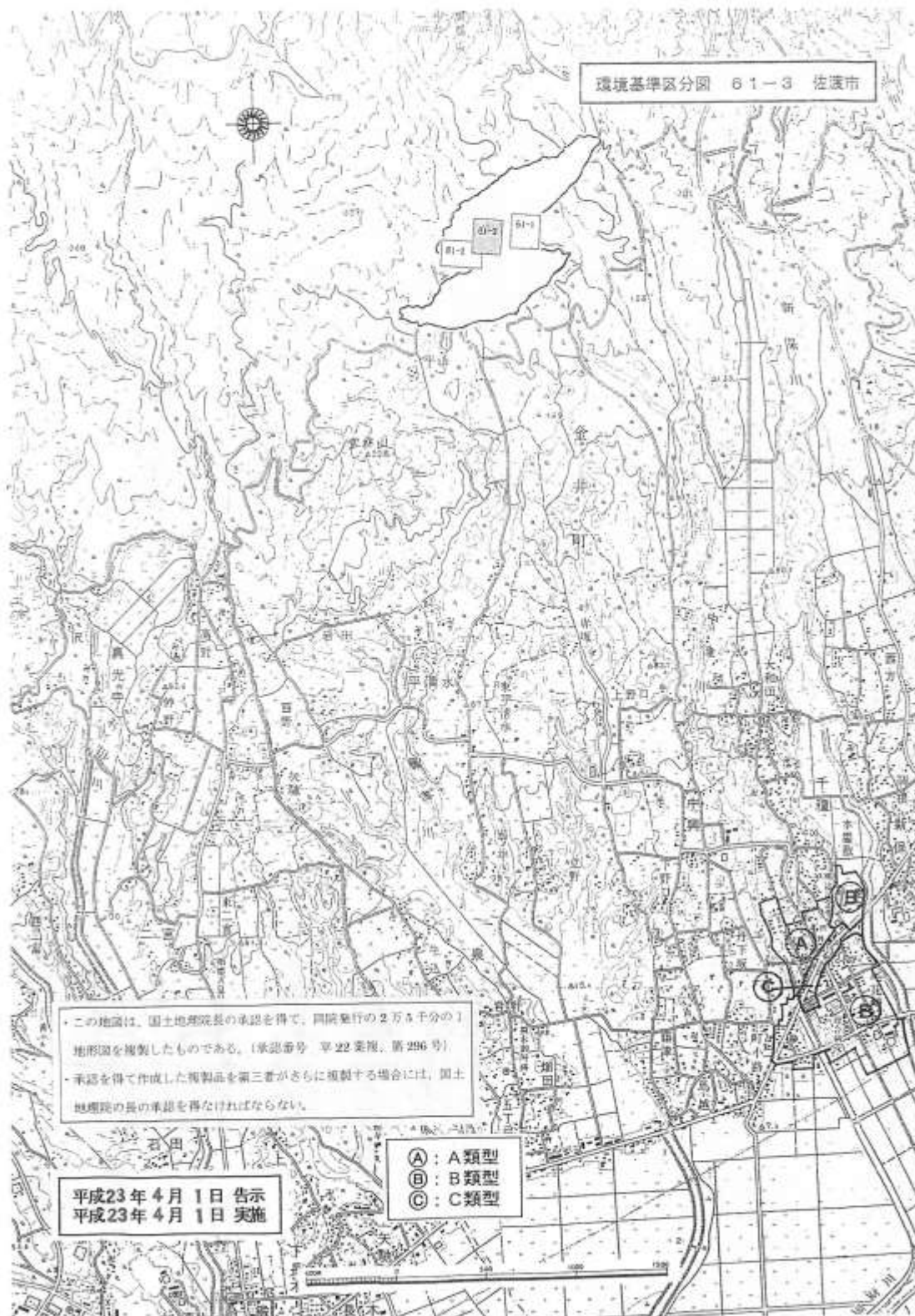
区分	戸数(戸)	割合(%)
環境基準を達成した ①	2,550	100
昼のみ基準値以下 ②	0	0
夜のみ基準値以下 ③	0	0
昼夜とも基準値超過 ④	0	0
評価住居等の計 (①+②+③+④)	2,550	100



騒音に係る環境基準の地域類型（両津地区）



騒音に係る環境基準の地域類型（佐和田地区）



騒音に係る環境基準の地域類型（金井地区）

（備考）地域の区分

AA	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A	専ら住居の用に供される地域
B	主として住居の用に供される地域
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

(3) 道路交通振動

市では、道路交通振動の現状を把握するため、市内5地点で道路交通振動の測定を実施しました。振動規制法（昭和51年法律第64号）では道路交通に係る要請等の措置が定められており、測定結果は、昼夜間共に道路交通振動に係る要請限度を満足していました。

令和3年度道路交通振動測定結果

測定年月日	R3.11.18	振動規制法区分	—
地点名	畑野甲 340-1		
時間区分	測定値(dB)	時間区分	測定値(dB)
昼間	34.3	夜間	30未満

測定年月日	R3.11.15	振動規制法区分	第1種地域
地点名	千種 240		
時間区分	測定値(dB)	時間区分	測定値(dB)
昼間	41.8	夜間	32.2

測定年月日	R3.12.6	振動規制法区分	第2種地域
地点名	四日町 575		
時間区分	測定値(dB)	時間区分	測定値(dB)
昼間	40.8	夜間	30未満

測定年月日	R3.11.29	振動規制法区分	—
地点名	泉向田 459-1		
時間区分	測定値(dB)	時間区分	測定値(dB)
昼間	39.4	夜間	32.6

測定年月日	R3.11.17	振動規制法区分	第2種地域
地点名	八幡 3-3		
時間区分	測定値(dB)	時間区分	測定値(dB)
昼間	34.0	夜間	30未満

資料：生活環境課

道路交通振動に係る要請限度(振動規制法)

区域の区分	昼間	夜間
第1種地域	65dB(8時～19時)	60dB(19時～8時)
第2種地域	70dB(8時～20時)	65dB(20時～8時)



道路交通振動測定の様子

(4) 工場、事業場、建設作業に伴う騒音・振動

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）、振動規制法、新潟県生活環境の保全等に関する条例（昭和 46 年条例第 51 号）では、指定地域内に所在する特定工場及び特定建設作業を規制しています。

工場や事業場に設置させる施設のうち、著しい騒音・振動を発生する施設（特定施設）を設置する場合、また建設工事として行われる作業のうち著しい騒音・振動を発生する建設作業（特定建設作業）を行う場合は、市へ事前の届出が義務付けられています。

市では、騒音・振動に伴う生活環境の悪化を未然に防止するため、関係法令の周知や事業者に対する指導の実施などに取り組んでいます。

① 騒音・振動の特定施設（令和 3 年度末現在）

ア 騒音規制法

施設区分		特定施設	
		工場等実数	施設数
1	金属加工機械	10	15
2	空気圧縮機等	34	123
3	土石用破砕機等	2	5
4	織機	0	0
5	建設用資材製造機械	2	3
6	穀物用製粉機	0	0
7	木材加工機械	8	12
8	抄紙機	0	0
9	印刷機械	5	14
10	合成樹脂用射出成形機	0	0
11	鋳型造型機	0	0
合計		61	172

資料：生活環境課

イ 振動規制法

施設区分		特定施設	
		工場等実数	施設数
1	金属加工機械	6	7
2	空気圧縮機等	22	48
3	土石用破砕機等	2	5
4	織機	0	0
5	コンクリートブロックマシン等	0	0
6	木材加工機械	0	0
7	印刷機械	1	1
8	合成樹脂鍊用ロール機	0	0
9	合成樹脂用射出成形機	0	0
10	鋳型造型機	0	0
合計		31	61

資料：生活環境課

ウ 新潟県生活環境の保全等に関する条例

騒音の施設区分		特定施設		振動の施設区分		特定施設	
		工場数	施設数			工場数	施設数
1	金属加工機械	0	0	1	金属加工機械	0	0
2	圧縮機等	10	21	2	圧縮機	10	18
3	土石用破碎機等	0	0	3	ポンプ	17	76
4	繊維機械	0	0	4	遠心分離機	0	0
5	建設用資材製造機械	0	0	5	土石用破碎機等	0	0
6	穀物用製粉機	0	0	6	織機	0	0
7	木材加工機械	2	6	7	コンクリート ブロック製造機	0	0
8	抄紙機	0	0	8	ディーゼル エンジン等	1	4
9	印刷機械	0	0	9	オシレーティング コンベア	0	0
10	合成樹脂用射出成形機	0	0	10	合成樹脂用射出成形機	0	0
11	鋳造型機	0	0	11	鋳造型機	0	0
12	バーナー	12	16	12	木材加工機械	0	0
13	電気炉	0	0	13	印刷機械	0	0
14	キューポラ	0	0	14	合成樹脂錬用 ロール機	0	0
15	遠心分離機	0	0		—		
16	コンクリート ブロック製造機	0	0		—		
17	ドラム缶洗浄機	0	0		—		
18	スチームクリーナー	9	9		—		
19	ポンプ	12	35		—		
20	天井走行クレーン等	0	0		—		
21	集じん装置	0	0		—		
22	冷凍機	32	199		—		
23	クーリングタワー	9	14		—		
合 計		84	300	合 計		28	98

資料：生活環境課

② 特定建設作業

ア 騒音関係

作業の種類	届出数
くい打機等を使用する作業	0
びょう打機を使用する作業	0
さく岩機を使用する作業	0
空気圧縮機を使用する作業	0
コンクリートプラント等を設けて行う作業	0
バックホウを使用する作業	0
トラクターショベルを使用する作業	0
ブルドーザーを使用する作業	0
合 計	0

資料：生活環境課

イ 振動関係

作業の種類	届出数
くい打機等を使用する作業	0
鋼球を使用して破壊する作業	0
舗装版破碎機を使用する作業	0
ブレーカーを使用する作業	0
合 計	0

資料：生活環境課

③ 騒音・振動の規制基準

ア 特定工場等に係る騒音、振動の規制基準

騒音

(単位:デシベル)

	法令の区分		時間の区分			
	騒音規制法	県条例	朝	昼間	夕	夜間
区域の区分	(対象時刻)		6時～8時	8時～18時	18時～21時	21時～6時
	第1種区域	第1種区域	40	50	40	40
	第2種区域	第2種区域	50	55	50	45
	(対象時刻)		6時～8時	8時～20時	20時～22時	22時～6時
	第3種区域	第3種区域	60	65	60	50
	第4種区域	第4種区域	65	70	65	60

注1 第3種区域及び第4種区域内の区域内に所在する学校・病院等の敷地の周囲おおむね50mの区域内は、当該数値から5デシベルを減じた値とする。
 2 条例では、工場等が他の区域に隣接する場合で、当該工場の属する区域の基準値が、当該隣接する区域の基準値より大きいときは、当該工場等と当該隣接する区域と接する部分に限り、当該工場等に適用する基準値は当該隣接する区域の基準値とする。
 3 規制基準値は、特定工場等の敷地境界線における値である。

振動

(単位:デシベル)

	法令の区分		時間の区分	
	振動規制法	県条例	昼間	夜間
区域の区分	(対象時刻)		8時～19時	19時～8時
	第1種区域	第1種区域	60	55
		第2種区域		
	(対象時刻)		8時～20時	20時～8時
	第2種区域	第3種区域	65	60
		第4種区域		

注1 法律では、学校・病院等の敷地の周囲おおむね50mの区域内は、当該数値から5デシベルを減じた値とする。
 2 条例では、工場等が他の区域に隣接する場合で、当該工場の属する区域の基準値が、当該隣接する区域の基準値より大きいときは、当該工場等と当該隣接する区域と接する部分に限り、当該工場等に適用する基準値は当該隣接する区域の基準値とする。
 3 規制基準値は、特定工場等の敷地境界線における値である。

イ 特定建設作業に係る騒音、振動の規制基準

規制種別	区域の区分	規制基準
基準値	① ②	85 デシベル (騒音)、75 デシベル (振動)
作業禁止時刻	①	19 時～7 時
	②	22 時～6 時
1 日当たりの作業時間	①	10 時間を超えないこと
	②	14 時間を超えないこと
作業日数	① ②	連続 6 日を超えないこと
作業禁止日	① ②	日曜日その他の休日
<p>注 1 基準値は、作業の場所の境界線における値である。</p> <p>2 基準値を超えている場合、1 日の作業時間を 4 時間まで短縮できる。</p> <p>3 区域の区分① (第 1 号区域) とは、 ア 第 1 種区域 イ 第 2 種区域 ウ 第 3 種区域 エ 第 4 種区域のうち、学校、病院等の敷地の周囲おおむね 80m の区域をいう。</p> <p>4 区域の区分② (第 2 号区域) とは、指定地域のうち第 1 号区域以外の区域をいう。</p> <p>5 騒音については、騒音規制法及び県条例 (騒音) に基づく基準であり、振動については、振動規制法に基づく基準である。</p>		

(5) 騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の指定

騒音規制法及び振動規制法では、知事（市の区域内の地域については、市長。）は、関係市町村長の意見をもとに、住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、工場及び事業場における事業活動並びに建設作業に伴って発生する騒音・振動を規制する地域として指定することとしています。

令和3年度末現在、両津、相川、佐和田、金井及び真野地区の一部で地域指定が行われています。



騒音規制法の指定地域（両津地区）



騒音規制法の指定地域（相川地区）



騒音規制法の指定地域（佐和田地区）



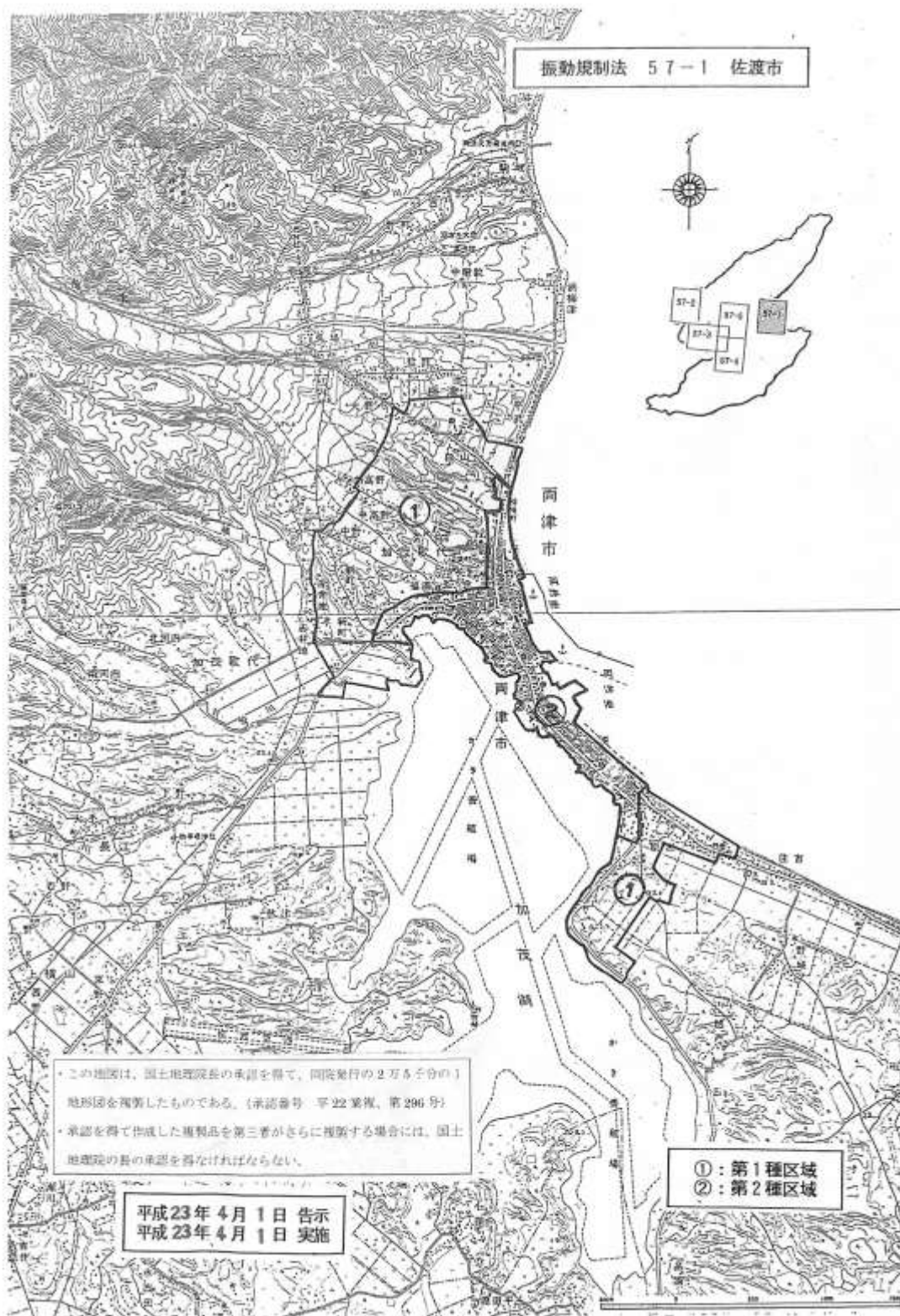
騒音規制法の指定地域（真野地区）



騒音規制法の指定地域（金井地区）

(備考) 区域の区分

第1種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域 原則、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
第2種区域	住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 原則、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地 域、第2種住居地域、準住居地域
第3種区域	住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内 の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域 原則、近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第4種区域	主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環 境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域 原則、工業地域



振動規制法の指定地域（両津地区）



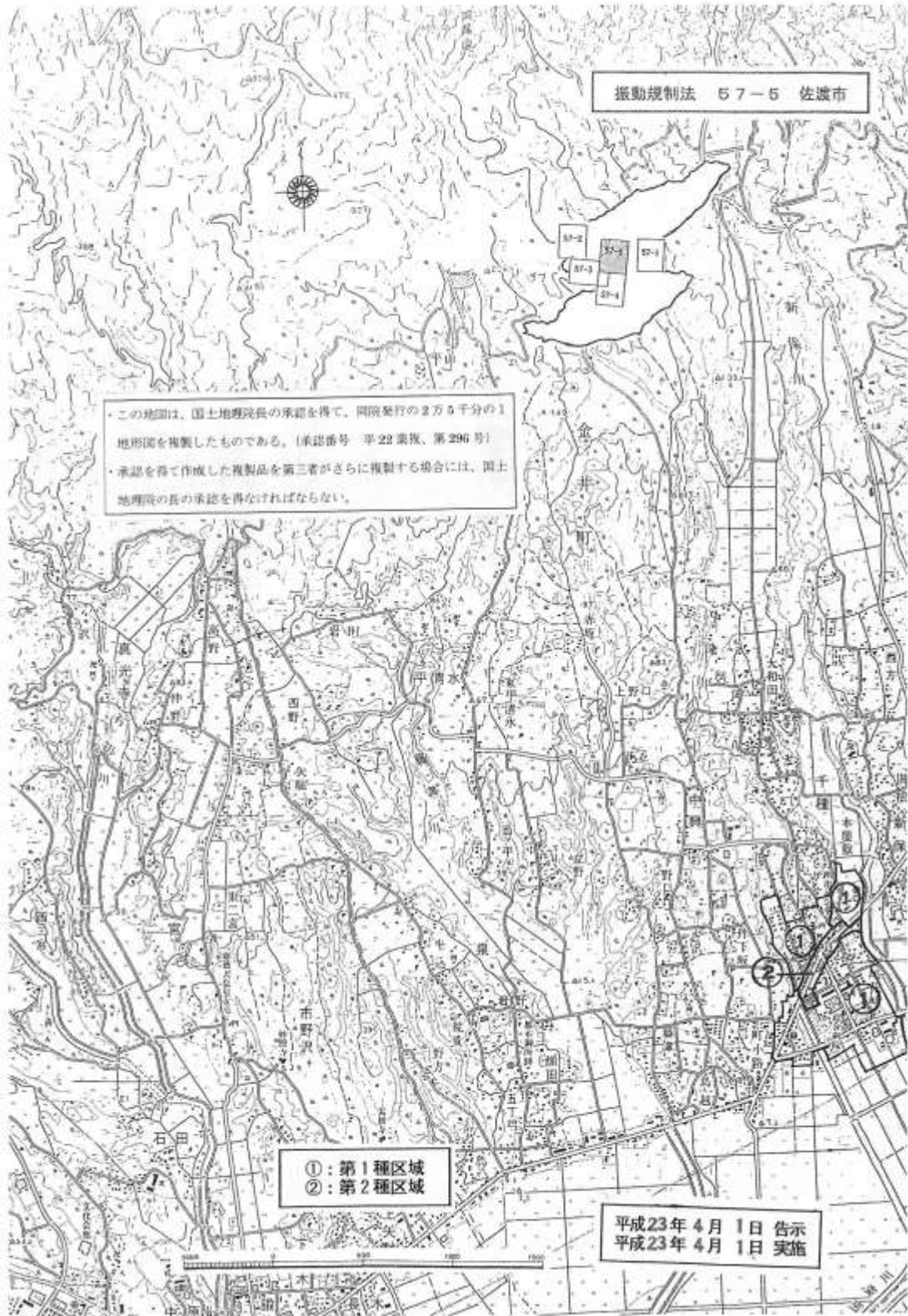
振動規制法の指定地域（相川地区）



振動規制法の指定地域（佐和田地区）



振動規制法の指定地域（真野地区）



振動規制法の指定地域（金井地区）

(備考) 区域の区分

第1種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 原則、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
第2種区域	住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域 原則、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

4 悪臭の現状

生活様式の多様化などにより、多種多様な原因から発生する臭気に対する苦情が多くなっています。市では、悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）に基づき事業活動に伴って発生する悪臭の排出を規制する地域を定め、全ての原因物質に対応可能な、臭気指数規制により規制を行っています。

悪臭防止法では、知事（市の区域内の地域については、市長。）は、関係市町村長の意見をもとに、住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、事業活動に伴って発生する悪臭を規制する地域として指定することとしています。

令和 3 年度末現在、両津、佐和田及び金井地区の一部で地域指定が行われています。

悪臭の規制基準

(1) 敷地境界線の規制基準

区 分	第 1 種区域	第 2 種区域	第 3 種区域
許容限度（臭気指数）	10	12	13

(2) 気体の排出口の規制基準

排出口から発生した臭気が地表に着地したときに、敷地境界線の規制基準に適合するように、拡散式を用いて事業所ごとに算出します。

(3) 排出水の規制基準

区 分	第 1 種区域	第 2 種区域	第 3 種区域
許容限度（臭気指数）	26	28	29

※第 1 種区域：住居専用地域、住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及びこれらに相当する地域

第 2 種区域：準工業地域及び工業又は農林漁業の用に併せて住居の用に供されている地域

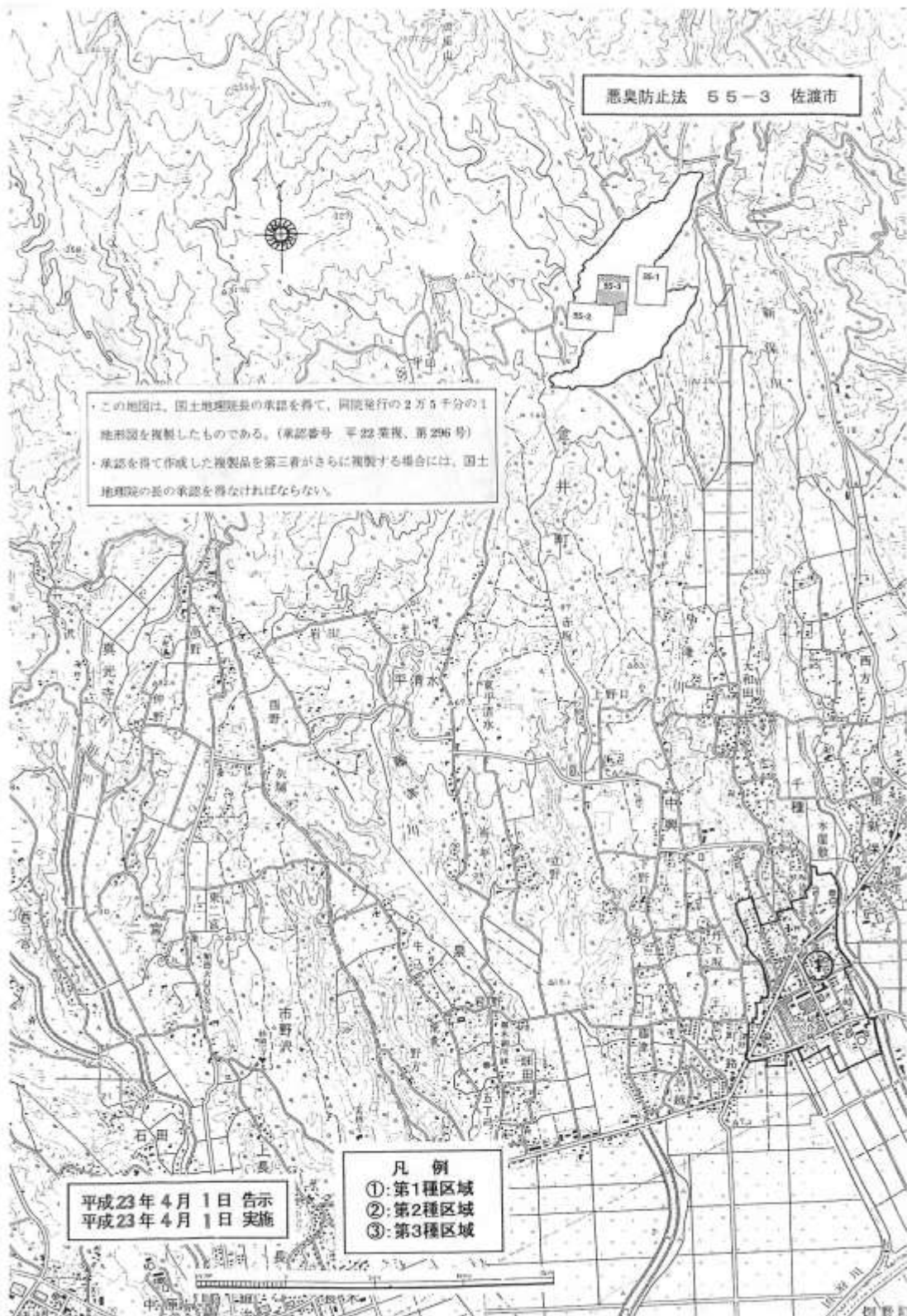
第 3 種区域：工業地域及び工業専用地域並びに悪臭に対する順応の見られる地域



悪臭防止法の指定地域（両津地区）



悪臭防止法の指定地域（佐和田地区）



悪臭防止法の指定地域（金井地区）

(備考) 区域の区分

第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及びこれらに相当する地域
第2種区域	準工業地域及び工業又は農林漁業の用に併せて住居の用に供されている地域
第3種区域	工業地域及び工業専用地域並びに悪臭に対する順応の見られる地域

5 特定施設におけるダイオキシン類排出状況

県及び市では、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）に基づき、ダイオキシン類の測定を行っています。

いずれも、環境基準値を超えるダイオキシン類は検出されていません。

(1) 地下水におけるダイオキシン類濃度の測定結果

県では、ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条及び第 27 条第 1 項の規定により、県内の土壌及び地下水について常時監視を行っています。測定値については、新潟県ホームページで確認できます。

(<http://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kankyotaisaku/1356873796962.html>)

(2) 市有廃棄物処理施設におけるダイオキシン類濃度の測定結果

市では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、市有廃棄物処理施設における令和 3 年度のダイオキシン類濃度の測定を行いました。

ごみ処理施設のダイオキシン類測定結果

施設名	処理能力	排ガス 単位:ng-TEQ/m ³		飛灰 ※1 単位:ng-TEQ/g		焼却残渣 単位:ng-TEQ/g	
		基準値	測定値	基準値	測定値	基準値	測定値
佐渡クリーンセンター1号炉	2.5t/h(60t/24h)	5	0.78	3	7.5	3	0.025
〃 2号炉	2.5t/h(60t/24h)		0.77				
メルティングセンター佐渡	0.6t/h(14.5t/24h)		0.037		0.77		

※1：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 4 条の 2 により、環境大臣が定める方法で処理をしているため基準は適用外。

※1ng(ナノグラム)=10 億分の 1g

資料：生活環境課

一般廃棄物最終処分場のダイオキシン類測定結果

施設名	地下水 上流 単位:pg-TEQ/l		地下水 下流 単位:pg-TEQ/l		放流水 単位:pg-TEQ/l	
	基準値	測定値	基準値	測定値	基準値	測定値
真野クリーンパーク	1	0.0015	1	0.0035	10	0.000090
		0.0015		0.00013		0.000024
南佐渡一般廃棄物最終処分場		0.0020		0.012		0.073

※1pg(ピコグラム)=1 兆分の 1g

資料：生活環境課

埋立処分を終了し監視中の一般廃棄物最終処分場のダイオキシン類測定結果

施設名	地下水 上流 単位:pg-TEQ/l		地下水 下流 単位:pg-TEQ/l		放流水 単位:pg-TEQ/l	
	基準値	測定値	基準値	測定値	基準値	測定値
秋津不燃物埋立地（両津）	1	0.000058	1	0.016	10	0.092
潟端最終処分場（両津）		0.0064		0.000044		0.000018

※1pg(ピコグラム)=1 兆分の 1g

資料：生活環境課

※旧瓜生屋最終処分場（新穂）は、測基準値以下で安定した状態であることから R3 より測定終了

6 酸性雨の現状

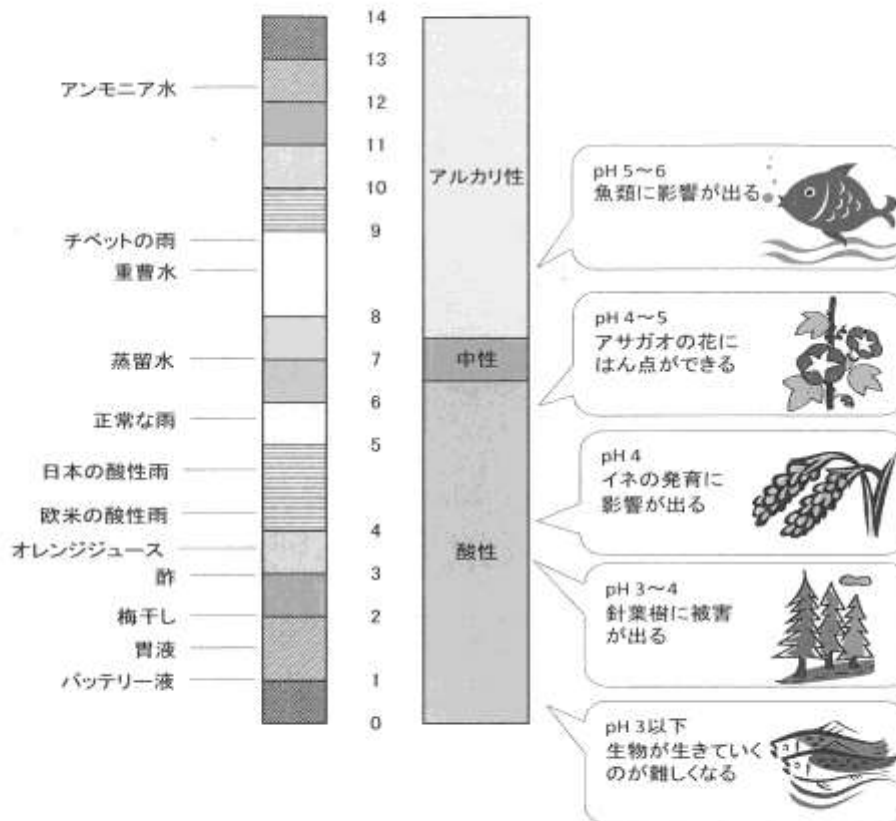
酸性雨は、工場や自動車から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中で酸化され、硫酸塩や硝酸塩として雨に溶け込んだもので、通常、pH（水素イオン濃度）5.6以下の酸性の強い雨を酸性雨と呼んでいます。

欧米では、酸性雨によると考えられる湖沼や森林の生態系への影響が報告され、国境を越えた国際的な環境問題と注目されています。酸性雨が今後も降り続くとすれば、将来の影響発現の可能性が懸念されています。

環境省が進めている酸性雨モニタリング計画の取り組みにより、市内では国設佐渡関岬酸性雨測定所において通年調査が実施されています。直近の5年間平均値は4.86で、調査結果については、環境省ホームページで確認できます。

(<http://www.env.go.jp/air/acidrain/>)

酸性とアルカリ性



7 公害苦情

(1) 公害苦情の受付状況

令和3年度に市が受け付けた公害苦情の件数は97件となっています。工場・事業場等が起因するものは依然として多くありますが、日常生活に起因するものも多くなってきており多様化・複雑化してきています。

公害に関する苦情は、市民にとって大きな問題です。その適切な処理は、市民の健康で快適な生活環境を守るため、また、紛争の未然防止のためにも重要な業務であり、県環境センター等の関係機関とも協力し、早期解決に努めています。

令和3年度公害苦情受付状況

区 分		件 数
典型7公害	大気汚染	0
	水質汚濁	1
	土壌汚染	0
	騒音	2
	振動	0
	悪臭	4
	地盤沈下	0
その他	不法投棄	61
	野焼き	29
	その他	0
合 計		97

資料：生活環境課

(2) 異常水質事案の発生状況

公共用水域における異常水質事案は、新潟県が定めている「公共用水域における異常水質事案取扱指針」に基づき、関係行政機関相互間の迅速な通報を行うとともに、原因究明調査、被害の発生・拡大防止措置等を実施しています。

令和3年度における異常水質事案の発生件数は15件となっており、油類の流出事故によるものが15件発生しました。その原因は、一般家庭等でホームタンクからの小分け中に目を離したことによる灯油等の流出、ホームタンクの破損等が主な原因となっています。いずれの油流出事故も関係機関と協力し、発生源の特定調査や水質浄化など必要な措置を講じました。

令和3年度異常水質事案発生状況

種 類	件 数
油流出	15
魚類へい死	0
その他	0
合 計	15

資料：新潟県佐渡地域振興局

8 放射性物質の現状

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災により、放射性物質による新たな環境汚染に取り組む必要が生じ、放射線の観測が始まりました。

国及び県の取組により、市内では関岬及び南佐渡消防署において空間線量率を通年で観測しています。いずれも通常値の範囲内でした。

調査結果については、各ホームページで確認できます。

- (1) 環境放射線等モニタリングデータ公開システム（環境省）…関岬
<https://www.env.go.jp/jishin/housyasen.html/>
- (2) 放射線モニタリング情報共有・公表システム（原子力規制委員会）…南佐渡消防署
<https://www.erms.nsr.go.jp/nra-ramis-webg/>

9 廃棄物・リサイクル対策

(1) ごみ処理の現状

市には、焼却や破砕などのごみ処理施設が1か所、最終処分場が1か所あります。これらの施設を有効に利用して廃棄物の処理を行っています。また、灰溶融固形化施設は、令和4年3月末をもって稼働を停止しました。

ごみの分別については、令和2年4月から火災事故等防止のため発火性危険ごみを追加し、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、資源ごみ（空缶・空びん、ペットボトル、廃プラスチック、古紙（新聞紙、チラシ、雑誌、段ボール、牛乳パック）、廃乾電池、蛍光管、水銀入り体温計、使用済小型家電）の16分別で収集・処理を行っています。

ごみの分別収集

種類	形態	費用（処理手数料）	場所	収集回数
燃やすごみ	収集	有料（指定袋及び処理券）	ごみ集積所	週2回
燃やさないごみ	収集	有料（指定袋）		月1回
発火性危険ごみ	収集	有料（指定袋）		年5回
粗大ごみ	収集	有料（処理券）		年5回
空缶・空びん	収集	無料	ごみ集積所	月2回
ペットボトル	収集	無料	ごみ集積所	月2回
	持込み	無料	拠点回収	随時
廃プラスチック	収集	無料	ごみ集積所	週1回
古紙	持込み	無料	指定場所	月1回
廃乾電池	持込み	無料	指定取扱店	随時
蛍光管・水銀入り体温計	持込み	有料	指定取扱店	随時
使用済小型家電	持込み	無料	拠点回収	随時

ごみ搬入実績

単位：t・%

年度	燃やすごみ	燃やさないごみ	粗大ごみ	発火性危険ごみ	空缶・空びん	ペットボトル	廃プラスチック	蛍光管等	廃乾電池	古紙	小型家電	直接埋立	計
30	17,485 (12,370)	758 (499)	851 (44)	—	714 (617)	160 (160)	301 (298)	7	23	1,300	75	601	22,275 (13,988)
元	17,320 (12,275)	742 (476)	876 (46)	—	684 (591)	163 (163)	300 (297)	6	20	1,181	61	773	22,126 (13,848)
2	16,159 (11,690)	685 (422)	975 (46)	15 (9)	625 (553)	160 (160)	321 (318)	7	23	1,050	87	138	20,246 (13,198)
3	15,981 (11,419)	635 (386)	1,061 (40)	20 (14)	593 (523)	171 (171)	326 (324)	6	23	1,041	73	214	20,144 (12,877)
前年比%	98.9 (97.7)	92.7 (91.5)	108.8 (87.0)	133.3 (155.5)	94.9 (94.6)	106.9 (106.9)	101.6 (101.9)	85.7	100.0	99.1	83.9	155.1	99.5 (97.6)

() 内は委託収集分

(2) ごみの収集委託

市内のごみ収集は13業者に委託し、実施しています。収集ごみについては、対前年度比で97.6%となり、2.4%のごみの減少となりました。

(3) ごみの減量・再資源化の状況

ごみを分別すれば資源となることから、リサイクルの推進を図ってきました。リサイクル率の推移をみると、令和2年度の17.9%から0.4ポイント上昇し、18.3%のリサイクル率でした。

今後もさらにリサイクル率の向上を図るため、市民への啓発活動を推進していきます。

古紙回収

令和3年度の古紙の回収量は、1,041トンであり、前年度と比較して9トン減少しました。

燃やすごみの中には、資源化が可能な紙類の混入がまだあることから、更なる古紙分別の徹底に取り組むとともに効果的な回収方法の検討を行います。

令和3年度古紙回収状況

<地区別回収実績>

地区名	回収量(kg)					
	新聞紙	雑誌	段ボール	チラシ	牛乳パック	合計
両津	41,600	51,030	56,250	8,170	840	157,890
相川	24,480	36,520	34,940	7,130	630	103,700
佐和田	22,360	36,200	29,920	6,730	730	95,940
金井	24,920	40,140	30,370	9,200	510	105,140
新穂	14,130	17,560	10,780	4,500	290	47,260
畑野	18,140	23,530	16,620	7,180	380	65,850
真野	16,400	30,510	26,670	6,900	370	80,850
小木	8,180	10,490	9,440	2,650	350	31,110
羽茂	14,430	15,330	11,350	4,930	510	46,550
赤泊	9,000	17,560	15,070	4,220	420	46,270
合計	193,640	278,870	241,410	61,610	5,030	780,560

資料：生活環境課

<クリーンセンター別回収実績>

クリーンセンター名	回収量(kg)
両津	88,170
佐渡	58,890
南佐渡	26,420
合計	172,470

<市の取組み実績>

佐渡市役所	回収量(kg)
市庁舎	88,170

合計：1,041,200kg

(4) ごみ清掃ボランティアの現状

令和3年度におけるごみ清掃ボランティアの参加人数は、延べ6,646名でした。佐渡市一斉清掃、佐渡市一斉清掃+（プラス）、佐渡クリーンアップ大作戦は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。
なお、ごみの回収量は約72トンにのぼり、佐渡の環境美化に貢献しています。

ごみ清掃ボランティアの状況

区 分	参加者 (人)	回収量 (kg)				
		可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	合 計
30年度	14,054	56,761	1,965	40	13,573	72,339
元年度	13,020	66,456	2,346	30	14,770	83,602
2年度	5,207	32,580	1,120	220	17,810	51,730
3年度	6,646	41,720	1,430	10	28,340	71,500
3 年 度 内 訳	ボランティア（海岸）	26,500	790	0	26,020	53,310
	ボランティア（その他）	15,220	640	10	2,320	18,190
	一斉清掃	—	—	—	—	—

資料：生活環境課

(5) し尿・浄化槽汚泥

令和3年度におけるし尿及び浄化槽汚泥の搬入は、15,468キロリットルであり、前年より2.7%減少しています。

平成26年7月から新設のし尿受入施設が供用開始し、市内で収集されたし尿及び浄化槽汚泥を前処理した後、隣接する国府川浄化センターへ移送しています。

し尿・浄化槽搬入実績

地区名	令和2年度搬入量 (単位：キロリットル)			令和3年度搬入量 (単位：キロリットル)		
	し尿	浄化槽 汚泥	計	し尿	浄化槽 汚泥	計
両 津	1,295	3,634	4,929	1,275	3,549	4,824
相 川	498	1,526	2,024	480	1,415	1,895
佐和田	503	1,055	1,558	492	1,154	1,646
金 井	886	965	1,851	834	934	1,768
新 穂	412	414	826	400	451	851
畑 野	805	437	1,242	811	430	1,241
真 野	801	528	1,329	761	431	1,192
小 木	502	327	829	473	314	787
羽 茂	394	485	879	380	516	896
赤 泊	129	302	431	128	240	368
合 計	6,225	9,673	15,898	6,034	9,434	15,468

Ⅲ 環境基本計画等の推進

1 佐渡市環境基本計画

(1) 計画の位置付け

佐渡市環境基本条例（平成 17 年条例第 26 号）の基本理念の実現に向け、環境の保全及び再生に関する施策を総合的、かつ、計画的に推進するため、同条例第 10 条の規定に基づき定めたものであり、「佐渡市総合計画」を環境面から推進する部門別計画として位置付けられるものです。

市が策定する個別計画で環境に関する事項については、この計画を基本とするとともに、環境の保全及び再生に関する施策・事業や環境に影響を及ぼすおそれのある施策・事業は、この計画と整合を図っていきます。

いのち 生命あふれる循環の島

～人とトキが共によりよく生きる島づくり～

将来像

長期目標

施策方針

取組む施策

I 豊かな自然を 守り育む	1. 豊かな自然環境の保全と活用	ア すぐれた自然環境の保護・保全 イ 野生生物などの保護・管理 ウ 里地、里山、里海などの保全と活用 エ 自然とのふれあいの推進
	2. トキとの共生の実現	ア 人とトキが共生できる社会環境の創出と各主体の連携・協力推進 イ トキの生息環境整備と参加型地域づくり ウ トキとの共生に向けた理解の促進
II 地球環境を 考え行動する	1. 廃棄物の循環利用の促進	ア 循環型社会の推進に向けた取組 イ 廃棄物の発生抑制と循環的利用の促進 ウ 循環型社会に向けた基盤整備
	2. 地球温暖化対策などの推進と 再生可能エネルギーの普及促進	ア 省エネルギー対策の推進と再生可能エネルギーの普及促進 イ 最新技術の実証と活用
III くらしを支える 環境の質を高める	1. くらしを支える生活環境の確保	ア 生活環境に関わる要素の監視・測定 イ くらしを支える生活環境の保全 ウ 廃棄物の適正処理の推進と不法投棄対策などの推進 エ 災害に強い体制づくりの推進 オ 環境美化の推進
	2. うるおいと安らぎのある 生活環境の確保	ア 親水性のある場づくりの形成 イ 身近な緑の保全と創造 ウ 人との環境に配慮した社会資本の整備と維持
IV 豊かな文化と 自然環境 社会をつくる	1. 歴史的・文化的環境の保全と活用	ア 佐渡金銀山遺跡および関連文化財の保全・活用 イ 歴史・文化資源の保全と活用
	2. 佐渡にふさわしい景観の形成	ア 景観計画、景観条例に基づく景観像 イ 良好な景観の確保
V 環境市民を形成し 市民活動を展開する	1. 佐渡の環境を考え実行できる 環境市民の育成	ア 環境教育・環境学習における様々な取組み イ 次世代を担う人材への重点的な取組の推進 ウ 指導者の育成と活用の推進 エ 家庭、地域、職場など、多様な場における環境教育・環境学習の推進
	2. 協働の取組の推進	ア 市の率先行動と中心的役割としての取組 イ 協働のための仕組みづくり ウ 環境情報の収集・提供の充実 エ 各主体の自主的・積極的な取組に対する支援

(2) 推進状況

本計画では、5つの長期目標を達成するため、環境指標を定め数値目標を設定しています。令和3年度の推進状況は次のとおりです。

NO	環境指標	H27	目標(H38)	R3
1	豊かな自然環境の保全と活用			
	環境にやさしい米づくりなどの面積の割合(%) (作付面積全体に占める5割減減以上栽培面積の割合)	83.3	88.0	82.2
	学校給食における地場産農作物使用割合(%)	25.2	30.0	14.2
2	トキとの共生の実現			
	トキ野生下定着数(羽)	104	220羽以上	478
	トキの餌場面積 (ha: ビオトープ面積、基準日: 年度末)	26.7	45	30
3	廃棄物の循環利用の促進			
	可燃ごみに占める生ごみの割合(%)	15.2	8.0	14.7
	廃棄物排出量(t/年)	22,582	17,800	20,144
	1人1日あたりごみ排出量(g/人・日)	1,050	940	1,058
	リサイクル率(%)	19.7	25.0	18.3
	埋立処分量(t/年)	1,024	820	959
4	地球温暖化対策などの推進と再生可能エネルギーの普及推進			
	公共施設における再生可能エネルギー導入数(箇所)	16	20	15
	市の施設におけるCO2排出量(t-CO2/年)	22,291	20,061	17,410
5	くらしを支える生活環境の確保			
	野焼き苦情件数(件)	70	50	29
	生活雑排水処理人口比率(水洗化率)(%)	51.4	67.2	57.6
	海水浴場の水質判定基準AAの割合(開設前)	6/6	6/6	8/8
6	佐渡の環境を考え実行できる環境市民の育成			
	環境アドバイザー登録者数(人)	35	60	35
	環境イベント参加者数(人)	1,400	2,800	474
7	協働の取組の推進			
	清掃ボランティア延べ参加人数(人)	89,524	200,000	154,814
	美しい島佐渡・エコアイランド推進協議会 会員数(団体)	29	50	28
	佐渡環境賞応募件数(件)	10	20	未実施

2 佐渡市地球温暖化対策実行計画

「佐渡市地球温暖化対策実行計画」は、「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)」に基づき、平成19年3月に策定しました。

この計画は、市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の把握と削減に向けた取組みを推進するための達成すべき数値目標を定めています。

第2期が平成28年度末で終了し、継続的な取組が必要であることから、平成29年度から令和3年度までを第3期として、引き続き推進していきます。

(1) 計画の概要

① 対象範囲

市の全ての「事務・事業」並びに「所属機関・職員」とします。

② 実施期間

平成29年度から令和3年度までの5年間とします。

③ 対象とする温室効果ガス

第1期計画期間(H19~H23)で排出量の98%を占めた二酸化炭素とします。

(2) 全体目標

市の事務・事業における温室効果ガス総排出量の13%削減を目指します。

平成28年度：26,573t-CO₂ ⇒ 令和3年度：23,119t-CO₂

(3) 具体的な目標と取組み

① 省エネルギーなどの推進

② 公用車における環境負荷の低減

③ 廃棄物の発生抑制・リサイクル

④ 環境への負荷の低減に配慮した物品などの調達

⑤ 庁舎・施設の管理及び公共工事の実施における環境負荷の低減

⑥ 地球温暖化問題に関する職員の意識向上

(4) 令和3年度における温室効果ガス排出状況

令和3年度において市の事務・事業により排出された温室効果ガス排出量は、25,344トン(二酸化炭素換算)であり、前年度排出実績の25,021トンから1.3%の増加となりました。これは、新型コロナウイルス感染症の影響で減っていた施設稼働率が回復傾向となり、エネルギー使用量も増えたことが主な要因となっています。

市の事務・事業に伴い排出される温室効果ガス量の年度別推移

年度	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	対前年比	第3期 基準年(H28)比
H28	26,573	—	—
H29	26,350	▲0.8%	▲0.8%
H30	25,484	▲3.3%	▲4.1%
R1	25,662	+0.7%	▲3.4%
R2	25,021	▲2.5%	▲5.8%
R3	25,344	+1.3%	▲4.6%

資料：総合政策課

3 環境教育・環境学習

佐渡の環境を世界に発信する環境市民づくりと育成を目的として、環境学習の開催や地域での実践活動に対する支援を行っています。

(1) 市民大学講座（旧市民環境大学）

身近なテーマを専門的に学び、環境についての正しい理解と活動の環を広げることを目的として、平成 17 年度から市民環境大学が開設され、平成 25 年度から令和 2 年度までは、社会教育課の市民大学講座の環境分野における講義として講座が開催されてきました。

これまでの修了生と受講者は 1,003 名を数え、地域における環境活動のリーダーとして活躍しています。

(2) 環境教育副読本

小・中学校における環境教育を総合的に推進するため、平成 19 年度に小・中学生の用副読本と指導者用の副読本を作成しました。（平成 23 年度改定）

平成 29 年度には当該副読本の電子化を行い、電子媒体での活用を図っています。

(3) 市民環境講座

環境市民の育成を目指し、環境について専門的に学び、一人ひとりが環境についての理解を深め幅広く交流する機会として、市民環境講座を開設しました。

令和 3 年度 市民環境講座開催状況

- ① 7 月 19 日 形態、生態、遺伝子からみた植物にとっての佐渡島
 - ② 7 月 29 日 再生可能エネルギーが世界を変える！SDGs 入門
 - ③ 9 月 1 日 地球温暖化を防ぐため私たちができること
 - ④ 11 月 30 日 佐渡島の河川とそこに棲む魚類
 - ⑤ 12 月 14 日 ネット販売で、島の未来に種を蒔く
 - ⑥ 1 月 26 日 佐渡の希少な生物たち
- 計 6 回、225 名が受講しました。

(4) 環境アドバイザー制度

市では、身近な環境問題について理解を深めてもらうため、市が登録した環境アドバイザーを市民団体や企業が主催する環境講演会等へ講師として派遣しています。

令和 3 年度は、計 12 回（受講者計 249 名）の環境アドバイザー派遣を行いました。

●佐渡市環境アドバイザー名簿

（令和 3 年 4 月 1 日現在）

No.	氏名	所属・資格	指導分野
1	後藤 唯	伝統文化と環境福祉の専門学校 講師	自然環境
2	佐々木 邦基	（一社）佐渡生きもの語り研究所	自然環境
3	本間 慎	東京農工大学名誉教授、フェリス女学院大学元学長	環境問題
4	安藤 卓也	佐渡島木質バイオマスフォーラム会長、佐渡を世界遺産にする会会員拡大部会長、佐渡森林・林業教育指導員	生活環境
5	井上 由香	元新潟大学特任教員	環境教育
6	計良 武彦	NPO 法人トキどき応援団 理事長	トキ
7	高野 毅	生椿の自然を守る会 会長	トキ
8	仲川 純子	（一社）佐渡生きもの語り研究所 理事長	トキ
9	近藤 敬一	国指定小佐渡東部鳥獣保護区管理員	自然観察

10	土屋 正起	国指定小佐渡東部鳥獣保護区管理員	自然観察
11	中川 清太郎	日本自然保護協会自然観察指導員、日本生態系協会会員 日本帰化植物友の会会員、新潟県生態研究会会員	自然観察
12	北條 睦夫	佐渡市文化財保護審議会委員、 佐渡市小木宿根本地区歴史的景観審議会会長	自然観察
13	大石 麻美	(一社) 佐渡生きもの語り研究所、博士 (学術)	自然観察
14	土井 里江子	NPO 法人トキどき応援団、トキガイド、 エコツアーガイド	自然観察
15	品川 三郎	佐渡在来生物を守る会代表 新潟大学人材養成事業修了 (環境教育、トキモニター)	自然観察
16	野崎 悦子	新潟大学人材養成事業修了 (環境教育、エコツアーガイド)、 里山体験ガイド、エコツアーガイド	自然観察
17	桜井 卓	森林インストラクター、 佐渡エコツアーガイド協会	自然体験
18	大地 政廣	朱鷺の島環境再生リーダー養成ユニット (JST) 修了生、 里山体験ガイド、トキの田んぼを守る会、佐渡市加茂湖 水系再生研究所	自然観察
19	神蔵 和夫	朱鷺の島環境再生リーダー養成ユニット (JST) 修了生	自然観察
20	渡邊 道夫	朱鷺の島環境再生リーダー養成ユニット (JST) 修了生、 ジオパークガイド、トキガイド	自然観察
21	和田 孝士	朱鷺の島環境再生リーダー養成ユニット (JST) 修了生、 佐渡市自然保護巡視員、天然杉ガイド、トキガイド	自然観察
22	吉良 裕紀夫	朱鷺の島環境再生リーダー養成ユニット (JST) 修了生、 トキガイド	自然観察
23	関島 恒夫	新潟大学 農学部 生産環境科学科 教授	自然環境
24	関谷 國男	元新潟大学 教育支援員	自然環境
25	箕口 秀夫	新潟大学 農学部 教授 (副学長)、 佐渡自然共生科学センター 副センター長	自然環境
26	永田 尚志	新潟大学 佐渡自然共生科学センター 朱鷺・自然再生研究施設 教授、里山領域長	トキ
27	岸本 圭子	新潟大学 佐渡自然共生科学センター 朱鷺・自然再生学研究施設 准教授	自然観察
28	豊田 光世	新潟大学 佐渡自然共生科学センター 朱鷺・自然再生学研究施設 准教授	自然環境
29	綿引 大祐	新潟大学 佐渡自然共生科学センター 朱鷺・自然再生学研究施設 特任助教	自然観察
30	崎尾 均	Botanical Academy 代表 博士 (理学)、技術士 (環境部門・森林部門)	自然観察
31	本間 航介	新潟大学佐渡自然共生科学センター演習林 准教授	自然観察
32	阿部 晴恵	新潟大学 佐渡自然共生科学センター演習林 准教授	自然観察
33	安東 宏徳	新潟大学 佐渡自然共生科学センター 臨海実験所・海洋領域長 教授	自然観察
34	飯田 碧	新潟大学 佐渡自然共生科学センター臨海実験所 准教授	自然観察
35	大森 紹仁	新潟大学 佐渡自然共生科学センター臨海実験所 助教	自然観察

(5) こども環境学習会

児童の環境を大切に作る心や態度を育むことを目的として、新潟大学佐渡自然共生科学センターと連携し、こども学習会を開催しています。

- ・佐渡の海の生きもの調査（7月26日）－生き物の採集、観察・スケッチ、発表－開催を予定していましたが、コロナ禍の影響により中止しました。

4 自然保護

(1) 佐渡市自然保護巡視員制度

佐渡の優れた自然を保護するため、平成23年5月に佐渡市自然保護巡視員制度を発足しました。39名（R4.3月末現在）の巡視員が佐渡の自然保護のために活動しています。

(2) 自然公園の許可・届出等処理件数

単位：件

公園区分	国定公園 特別地域				国定公園 普通地域				県立自然公園 普通地域				合計			
	30	元	2	3	30	元	2	3	30	元	2	3	30	元	2	3
工作物	23	22	14	18	1	2		2	6	1		7	30	25	14	27
木竹伐採	2	1											2	1		
土石採取	1	5								2		2	1	7		2
広告物設置	2			2	2								4			2
物の集積																
土地の形状 変更	3		3	1	1						1	4	4		4	5
その他	1												1			
計	32	28	17	21	4	2	0	2	6	3	1	13	42	33	18	36

資料：生活環境課

IV 参考資料

1 環境基準一覧

(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化いおう (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回るものとならないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有使用可能とする。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

物質	環境上の条件	測定方法
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法。

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。

物質	環境上の条件	測定方法
微小粒子状物質	1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握できると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法。

備考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5 μm の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

(2) 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

① 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/l以下	全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/l以下	六価クロム	0.05mg/l以下
砒素	0.01mg/l以下	総水銀	0.0005mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと	P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	四塩化炭素	0.002mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下
チウラム	0.006mg/l以下	シマジン	0.003mg/l以下
チオベンカルブ	0.02mg/l以下	ベンゼン	0.01mg/l以下
セレン	0.01mg/l以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下
ふっ素	0.8mg/l以下	ほう素	1mg/l以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下		

備考

- 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

② 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川（湖沼を除く。）

(ア)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/ 100ml以下	第1の2の (2)により水域 類型ごとに指定する 水域
A	水道2級 水産1級 水浴及びB 以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml以下	

B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/ℓ 以上	—
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法

備考

1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2. 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼海域もこれに準ずる。）。
4. 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
 試料10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した4段階（試料量が0.1ml以下の場合は1mlに希釈して用いる。）を5本ずつBGLB醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100ml中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下	0.001mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下	0.0006mg/ℓ 以下	0.02mg/ℓ 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下	0.002mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下	0.002mg/ℓ 以下	0.04mg/ℓ 以下	
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)					

イ 湖沼（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

(ア)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該 当 水 域
		水素イオン 濃 度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群 数	
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ 以下	1 mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100ml以下	第 1 の 2 の(2) により 水域類 型ごと に指定 する水 域
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml以下	
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ℓ 以下	15mg/ℓ以下	5 mg/ℓ 以上	—	
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/ℓ 以上	—	
	測定方法	規格 12.1 に 定める方法又 はガラス電極 を用いる水質 自動監視測定 装置によりこ れと同程度の 計測結果の得 られる方法	規格 17 に定 める方法	付表 9 に掲げ る方法	規格 32 に定 める方法又は 隔膜電極若し くは光学式セ ンサを用いる 水質自動監視 測定装置によ りこれと同程 度の計測結果 の得られる方 法	最確数による 定量法	
備考 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該 当 水 域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ以下	第1の2の(2)により水域類型毎に指定する水域
Ⅱ	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下	
Ⅲ	水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下	
Ⅴ	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	
測定方法		規格45.2、45.3、45.4又は45.6に定める方法	規格46.3に定める方法	
備考				
1. 基準値は年間平均値とする。				
2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。				
3. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。				

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)

3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3種：コイ、フナ等の水産生物用

4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(ウ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該 当 水 域
		全亜鉛	ニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.0006mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下	
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	

(エ)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該 水 域
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/l以上	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/l以上	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/l以上	
測定方法		規格 32 に定める方法又は 付表 13 に掲げる方法	
備考			
1. 基準値は日間平均値とする。			
2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。			

ウ 海域
(ア)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該 当 水 域
		水素イオン 濃 度 (pH)	化学的酸素 要 求 量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群 数	n-ヘキサ ン抽出物 質 (油分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100mℓ以下	検出され ないこと	第1の2 の(2)に より水域 類型ご とに指 定する 水域
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—	検出され ないこと	
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—	—	
測 定 方 法		規格 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 17 に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)	規格 32 に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	付表 14 に掲げる方法	
<p>備考</p> <p>1. 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mℓ以下とする。</p> <p>2. アルカリ性法とは、次のものをいう。</p> <p>試料 50ml を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液 (10w/v%) 1mℓを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液 (2mmol/L) 10ml を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液 (10w/v%) 1mℓとアジ化ナトリウム溶液 (4w/v%) 1 滴を加え、冷却後、硫酸 (2+1) 0.5mℓを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。</p> $\text{COD (O}_2\text{mg/ℓ)} = 0.08 \times ((b) - (a)) \times f \text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000/50$ <p>(a) : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の滴定値 (mℓ) (b) : 蒸留水について行った空試験値 (mℓ) f Na₂S₂O₃ : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の力価</p>							

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
2 水産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級 : ボラ、ノリ等の水産生物用
3 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該 当 水 域
		全 窒 素	全 磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	第1の2 の(2)に より水域 類型ごと に指定す る水域
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下	
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/ℓ以下	0.09mg/ℓ以下	
測定方法		規格45.4又は45.6に定める方法	規格46.3に定める方法	
備考 1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水産1種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度

(ウ)

項目 類型	水生生物の生息状況 の適応性	基準値			該 当 水 域
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下	第1の2 の(2)に より水域 類型ごと に指定す る水域
生物 特A	生物Aの水域のうち、水生 生物の産卵場(繁殖場)又 は幼稚仔の生育場として 特に保全が必要な水域	0.01mg/ℓ以下	0.0007mg/ℓ以下	0.006mg/ℓ以下	
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	

(エ)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該 当 水 域
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/l以上	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/l以上	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/l以上	
測定方法		規格 32 に定める方法又は 付表 13 に掲げる方法	
備考			
1. 基準値は日間平均値とする。			
2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。			

(3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/ℓ以下	六価クロム	0.05mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下	総水銀	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
クロロエチレン	0.002mg/ℓ以下	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	チウラム	0.006mg/ℓ以下
シマジン	0.003mg/ℓ以下	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下	ふっ素	0.8mg/ℓ以下
ほう素	1mg/ℓ以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(4) ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/ℓ以下	日本工業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾパーラージオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）

備考

1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾパーラージオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

(5) 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	項目	環境上の条件
カドミウム	検液1ℓにつき0.03mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること	全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと	鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下であること
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること	砒素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること	アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと	銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること	四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下であること
クロロエチレン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること	1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下であること
1,1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.1mg以下であること	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下であること
1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下であること	1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下であること
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること	テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること
1,3-ジクロロプロパン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること	チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下であること
シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下であること	チベンチル	検液1ℓにつき0.02mg以下であること
ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること	セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること
ふっ素	検液1ℓにつき0.8mg以下であること	ほう素	検液1ℓにつき1mg以下であること
1,4-ジクロロベンゼン	検液1ℓにつき0.05mg以下であること		

備考

1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1ℓにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1ℓにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
5. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(6) 騒音に係る環境基準

① 騒音に係る環境基準

ア 一般地域(道路に面する地域以外の地域)

地域の類型	基準値	
	昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- (注) 1. 地域の類型は次のとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事(市の区域内の地域については、市長。)が指定する。
2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

イ 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考

車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

ウ 幹線交通を担う道路に近接する空間

基準値	
昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

② 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	57 デシベル以下
II	62 デシベル以下

- (注) 1. 地域の類型は次のとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。
2. I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

③ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

- (注) 1. 地域の類型は次のとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。
2. I をあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

2 水産用水基準

(平成 30 年 (社)日本水産資源保護協会)

水 域	淡 水 域				海 域		
	河 川		湖 沼		一般海域	ノリ養殖場 閉鎖性内湾の沿岸域	
	自然繁殖の条件	成育の条件	自然繁殖の条件	成育の条件			
有機物・栄養塩類	BOD	3mg/ℓ以下 (2mg/ℓ以下)	5mg/ℓ以下 (3mg/ℓ以下)	—		—	
	COD ※	—		4mg/ℓ以下 (2mg/ℓ以下)	5mg/ℓ以下 (3mg/ℓ以下)	—	—
	全リン ・無機態 リン	—		コイ・フナ ワカサギ サケ科・アユ科	0.1mg/ℓ以下 0.05mg/ℓ以下 0.01mg/ℓ以下	水産 1 種 0.03mg/ℓ以下 水産 2 種 0.05mg/ℓ以下 水産 3 種 0.09mg/ℓ以下 ノリ養殖に最低限必要な栄養塩濃度 0.007~0.014mg/L	
	全窒素	—		コイ・フナ ワカサギ サケ科・アユ科	1.0mg/ℓ以下 0.6mg/ℓ以下 0.2mg/ℓ以下	水産 1 種 0.3mg/ℓ以下 水産 2 種 0.6mg/ℓ以下 0.3mg/ℓを超える 水産 3 種 1.0mg/ℓ以下 0.6mg/ℓを超える ノリ養殖に最低限必要な栄養塩濃度 0.07~0.1mg/L ワカメ養殖 0.028mg/L	
溶存酸素 (DO)	6mg/ℓ以上 (7mg/ℓ以上)				6mg/ℓ以上 内湾漁場の夏季底層の最低限維持濃度 4.3mg/L 以上		
pH	6.7~7.5				7.8~8.4		
	生息する生物に悪影響を及ぼすほど pH の急激な変化がないこと						
懸濁物質 (SS)	25mg/ℓ以下 (ただし、人為的に加えられる懸濁物質は 5mg/ℓ以下) 忌避行動等の反応を起こさせる原因とならないこと 日光の透過を妨げ、水生植物の繁殖、成長に影響を及ぼさないこと		貧栄養湖でサケ・マス・アユ等の生産に適する湖沼	温水性魚類の生産に適する湖沼	人為的に加えられる懸濁物質は 2mg/ℓ以下 海藻類の繁殖に適した水深において必要な光度が保持され、その繁殖と成長に影響を及ぼさないこと		
			1.4mg/ℓ以下 (透明度 4.5m 以上)	3.0mg/ℓ以下 (透明度 1.0m 以上)			
着色	光合成に必要な光の透過が妨げられないこと。 忌避行動の原因とならないこと。						
水温	水産生物に悪影響を及ぼすほどの水温変化がないこと						
大腸菌群数	1000MPN/100ml 以下。ただし、生食用のカキ飼育の場合 70MPN/100ml 以下。						
油分	水中に油分が含まれないこと 水面に油膜が認められないこと						
底質	有機物などによる汚泥床、みずわた等の発生をおこさないこと				COD _{oil} 20mg/g 乾泥以下		
					硫化物 0.2mg/g 乾泥以下		
				n-ヘキサン抽出物質 0.1% 以下			
微細な懸濁物が岩面、礫、または砂利などに付着し、種苗の着生、発生あるいはその発育を妨げないこと。 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に定められた溶出試験(昭和 48 年 2 月 17 日環境庁告示第 14 号)により得られた検液中の有害物質のうち水産用水基準で基準値が定められている物質については、水産用水基準の基準値の 10 倍を下回ること。ただし、カドミウム、PCB については、溶出試験で得られた検液中の濃度がそれぞれの化合物の検出下限値を下回ること。 ダイオキシン類の濃度は 150pgTEQ/g を下回ること。							

備考

()内の数字はサケ、マス、アユを対象とする場合。

※湖沼では酸性法、海域ではアルカリ性法である。

3 道路交通騒音、振動に係る要請限度

(1) 自動車騒音

区域の区分	車線数	昼 間	夜 間
(対象時刻)		6時～22時	22時～6時
a	1車線	65デシベル	55デシベル
	2車線以上	70デシベル	65デシベル
b	1車線	65デシベル	55デシベル
	2車線以上	75デシベル	70デシベル
c	1車線以上	75デシベル	70デシベル
a、b、cの区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域	1車線以上	75デシベル	70デシベル

注1 区域の区分は次のとおりである。

- a 区域：専ら住居の用に供される区域
 - b 区域：主として住居の用に供される区域
 - c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域
- 2 幹線交通を担う道路に近接する区域の範囲は次のとおりである。
 2車線以下の道路：道路の敷地の境界線から15mまでの範囲
 2車線を超える道路：道路の敷地の境界線から20mまでの範囲
- 3 幹線交通を担う道路とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあつては、4車線以上の車線を有する区間に限る。)並びに道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1号に規定する自動車専用道路をいう。

(2) 道路交通振動

区域の区分	昼 間	夜 間
(対象時刻)	8時～19時	19時～8時
第1種区域	65デシベル	60デシベル
(対象時刻)	8時～20時	20時～8時
第2種区域	70デシベル	65デシベル

第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第2種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 8 条)

第 2 章 環境の保全及び再生に関する基本的施策

第 1 節 施策の策定等に係る指針(第 9 条)

第 2 節 環境基本計画(第 10 条)

第 3 節 環境の保全及び再生のための施策等(第 11 条—第 23 条)

第 4 節 環境の保全及び再生に関する協力(第 24 条・第 25 条)

第 5 節 推進体制の整備(第 26 条)

第 3 章 環境審議会(第 27 条—第 31 条)

附則

私たちのまち佐渡市は、青く澄んだ美しい海と緑豊かな山々を有し、四季折々自然の恵みの中でトキ(ニッポニア・ニッポン)を育んだ、世界に誇れる伝統と文化を有する歴史の島である。

近年、豊かな環境は、経済の高度化や生活様式の変化等により、地球規模でオゾン層の破壊や温暖化、酸性雨等による環境破壊が進み、人類の生存をも脅かすまでに至っている。

私たちは、環境問題を自らの課題として認識するとともに、環境の保全及び再生を目指し、市民が力を合わせて、人とトキが共に生きる島づくりを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、人とトキが共に生きる島づくりを目指し、環境の保全及び再生について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたり市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全及び再生 健全で恵み豊かな環境を保護及び整備し、又は取り戻すことにより、将来にわたって良好な状態に維持することをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(環境の保全及び再生についての基本理念)

第 3 条 環境の保全及び再生は、市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることから、現在及び将来の世代の市民がこの恵沢を享受することができるように、適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び再生は、地域における多様な生態系の健全性を維持し、

及び回復するとともに人と自然との豊かな触れ合いを保つことにより、人と自然が共生できるように、適切に行われなければならない。

- 3 環境の保全及び再生は、環境の保全上の支障を未然に防止することを基本に、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会を構築することを目的として、公平な役割分担の下に、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。
- 4 地球環境保全が、人類共通の課題であるとともに、環境の保全及び再生と密接な関係があることから、すべての者は、これを自らの課題として認識し、すべての事業活動及び日常生活において着実に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び再生についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び再生に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、自らの施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる廃棄物を適正に処理するとともに、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び再生に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び再生に自ら努めるとともに、市が実施する施策に協力する責務を有する。

(滞在者及び民間団体等の責務)

第7条 通勤、通学、観光旅行等で本市に滞在する者は、前条に定める市民の責務に準じて環境の保全及び再生に努めるものとする。

- 2 市民又は事業者が組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)は第5条に定める事業者の責務に準じて環境の保全及び再生に努めるものとする。

(年次報告)

第8条 市長は、環境の状況並びに環境の保全及び再生に関する施策の実施状況等について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 環境の保全及び再生に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る指針

第9条 市は、環境の保全及び再生に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を将来にわたって良好な状態に保持すること。
- (2) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図ること。

- (3) 森林、緑地、水辺地等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全すること。
- (4) 自然と調和した潤いと安らぎのある良好な景観を形成するとともに、歴史的又は文化的資源等と調和した快適な環境を創造すること。
- (5) 人と自然が豊かに触れ合い、共生することができる環境を確保すること。
- (6) 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理並びに再生資源の利用、廃熱の有効利用等による資源の循環的な利用を促進し、環境への負荷が少なく、かつ、持続的に発展することができる社会を構築すること。
- (7) 地球環境保全を積極的に推進すること。

第2節 環境基本計画

第10条 市長は、環境の保全及び再生に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び再生に関する長期的な目標
 - (2) 環境の保全及び再生に関する長期的かつ総合的な施策の大綱
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び再生に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及び民間団体等(以下「市民等」という。)の意見を反映するよう努めるとともに、あらかじめ佐渡市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 環境の保全及び再生のための施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図ることにより環境への負荷が低減されるように配慮しなければならない。

(環境への事前配慮)

第12条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者があらかじめその事業に係る環境の保全について適正に配慮するよう必要な措置を講ずることができる。

- 2 市民等は、法令等に違反しない場合においても、環境に影響を及ぼすおそれのある施設の設置その他の行為をするときは、環境への負荷の少ない方法で行うよう努めなければならない。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第13条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる行為について必要な規制の措置を講ずるものとする

- (1) 公害の原因となる行為
- (2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人の健康又は生活環境に支障を及ぼすおそれがある行為

(自然環境の保全等)

第14条 市は、トキをはじめとする野生生物の生息環境等に配慮し、樹林地、農地、河川等における絶滅危惧種等多様な生物の生存を確保するため、自然環境の保全及び再生に必要な措置を講ずるものとする。

(快適な環境の保全等)

第15条 市は、公園、緑地及び水辺地の整備、良好な景観の確保、歴史的又は文化的資源の保全等を図ることにより、潤いと安らぎのある快適な環境を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

第16条 市は、市民等がその行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全

上の支障を防止するため、その者の経済的状況を勘案しつつ、助成その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、適正かつ公平な経済的負担を求めることにより市民等が自ら環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導するため、必要な措置を講ずることができるものとする。

3 前項の措置を講ずる必要がある場合には、その措置に係る施策を活用して環境の保全上の支障を防止することについて市民等の理解と協力を得るように努めるものとする。

(環境の保全及び再生に資する公共的施設の整備)

第17条 市は、下水道又は廃棄物の処理施設その他の環境の保全及び再生に資する公共的施設の整備を推進するとともに、これらの施設の適切な利用の促進に努めるものとする。

(資源の循環的利用等の推進)

第18条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事務事業の実施に当たって、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの合理的かつ効率的な利用に努めるものとする。

3 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの合理的かつ効率的な利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育の充実及び環境学習の促進)

第19条 市は、環境の保全及び再生に関する教育の充実及び学習の促進により市民等が環境の保全及び再生についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び再生に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的活動の促進)

第20条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、環境美化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び再生に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境状況の把握等)

第21条 市は、環境の状況を把握し環境の保全及び再生に関する施策を適正に実施するために必要な情報の収集、調査及び研究の実施に努めるものとする。

2 市は、環境の状況を把握し環境の保全及び再生に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(情報の提供)

第22条 市は、環境の保全及び再生に関する教育の充実及び学習の促進並びに市民等が自発的に行う環境の保全及び再生に関する活動の促進のため、環境の状況その他の必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第23条 市は、地球環境保全のため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護、酸性雨対策その他の施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体及びその他の関係団体等(以下「国等」という。)と連携し、地球環境保全に関する調査、情報の提供等に努めるものとする。

第4節 環境の保全及び再生に関する協力

(国等との協力)

第24条 市は、環境の保全及び再生を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国等と協力して、その推進に努めるものとする。

(国際協力)

第 25 条 市は、国等と連携し、又は市の実施する各種の国際交流を通じて、環境の保全及び再生に関する情報の提供、技術の活用等により、環境の保全及び再生に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 5 節 推進体制の整備

第 26 条 市は、環境の保全及び再生に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

2 市は、市民等との協働により、環境の保全及び再生に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するように努めるものとする。

第 3 章 環境審議会

(設置)

第 27 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、佐渡市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 28 条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境の保全及び再生の基本的事項及び重要事項に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全及び再生に関し必要と認められる事項

2 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、環境の保全及び再生に関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 29 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市民
- (4) 事業者

(任期)

第 30 条 委員の任期は、2 年とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、妨げない。

(委任)

第 31 条 前 3 条に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

5 佐渡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成 16 年 3 月 1 日
条例第 226 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)に基づき、廃棄物の収集運搬及び資源化を含め適正な処理処分及び清掃並びに一般廃棄物処理業と浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)に基づく浄化槽事業の許可に関し、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 法第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。
- (2) 一般廃棄物 法第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物をいう。
- (3) 特別管理一般廃棄物 法第 2 条第 3 項に規定する特別管理一般廃棄物をいう。
- (4) 処理施設 市が廃棄物の資源化又は処理処分する目的で設置した施設をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、廃棄物の発生の抑制及び再利用の促進により、廃棄物の減量を図るとともに、廃棄物の適正な処理に努めなければならない。

- 2 市は、廃棄物の再利用等による減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の自主的な活動を推進するよう努めなければならない。
- 3 市は、市民及び事業者の廃棄物に関する意識の高揚に努めなければならない。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 市民は、廃棄物を分別して排出すること等により、廃棄物の減量及び適正処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、単独に又は他の事業者と共同して、自らの責任において適正に処理するとともに、その処理に関する技術開発に努めなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製造、加工、販売等に係る製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前 2 項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

(地域の清潔の保持)

第 6 条 土地又は建物の占有者(占有者のない場合は管理者。以下「占有者」という。)は、占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めるとともに、その地先の道路、側溝等についても清潔の保持に努めなければならない。

(公共の場所の清潔保持)

第 7 条 何人も、公園、広場、海水浴場、道路、河川、湖沼、港湾その他の公共の場所(以下「公共の場所」という。)を汚さないようにしなければならない。

- 2 公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物(以下「宣伝物等」という。)を公衆に配布し、又は配布させた者は、その場所に宣伝物等が散乱した場合は、速やかに当該宣伝物等を回収し、及び適正に処理しなければならない。
- 3 土木、建築等の工事を行う者は、工事に伴って生じた土砂、がれき、廃材

等を適正に管理し、公共の場所に当該物が飛散し、又は流出することによって生活環境の保全上支障が生ずることのないようにしなければならない。
(土地又は建物の管理)

第 8 条 占有者は、占有し、又は管理する土地又は建物に、みだりに廃棄物が捨てられないように周囲に囲いを設ける等、適正な管理に努めなければならない。

2 土地の占有者は、占有し、又は管理する土地に廃棄物が捨てられた場合は、その廃棄物を自らの責任で処理するよう努めなければならない。
(生活環境保持の改善勧告)

第 9 条 市長は、前 2 条のいずれかの規定に違反することにより、生活環境を著しく害していると認める者に対し、期限を定めて改善するよう勧告することができるものとする。

(一般廃棄物処理計画)

第 10 条 市長は、法第 6 条第 1 項の規定による一般廃棄物の処理計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定め、これを告示するものとする。一般廃棄物処理計画を変更したときも、同様とする。

(一般廃棄物の処理)

第 11 条 市長は、一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物を処理する。

(計画遵守義務)

第 12 条 占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、処理することができないものは、一般廃棄物処理計画により処理しなければならない。

(適正処理困難物の指定等)

第 13 条 市長は、市がその処理を行っている一般廃棄物のうちから、市の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、その適正な処理が困難となっているものを適正処理困難物として指定することができる。

2 市長は、適正処理困難物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その適正処理困難物の処理を適正に行うために必要な協力を求めることができる。

(排出禁止物)

第 14 条 占有者は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる物を排出してはならない。

- (1) 有害物質を含むもの
- (2) 著しく悪臭を発するもの
- (3) 爆発性、火災発生の原因となるおそれのあるもの
- (4) 特別管理一般廃棄物
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は市の処理施設に支障を生じるおそれのあるもの

2 占有者は、前項に規定する一般廃棄物を処分しようとする場合は、市長の指示に従わなければならない。

(処理施設の受入基準等)

第 15 条 占有者及び占有者から運搬の委託を受けた者は、市長の指定する処理施設に廃棄物を搬入する場合には、市長が別に定める受入基準に従わなければならない。

2 市長は、前項の受入基準に従わない場合は、その廃棄物の受入を拒否することができる。

(一般廃棄物の自己処理基準)

第 16 条 占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物を処理する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 3 条に規定する基準に準じて処理しなければならない。

(ふん尿の使用方法の制限)

第 17 条 ふん尿は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号)第 13 条に定める基準に適合した方法によるものでなければ、肥料として使用してはならない。

(犬及びねこの死体処理)

第 18 条 犬及びねこの死体を自ら処理することができないときは、その処理

を市に委託することができる。

- 2 前項の犬及びねこの死体は、他の廃棄物と区分しておかなければならない。
(協力義務)

第 19 条 建物の占有者は、当該建物に係るくみ取り式便所について、雨、雪及び地下水の侵入、悪臭の発散、ねずみ及び衛生害虫の出入又は発生を防止するとともに、消毒剤、防虫剤を散布する等その衛生的管理に努め、かつ、冬期間においては、その周囲及び通路の除雪をして、収集作業に支障のないようにしなければならない。

- 2 遺棄された動物の死体を発見した者は、速やかにその旨を市長に通報しなければならない。

- 3 廃棄物を投棄する行為を発見した者は、速やかにその旨を市長に通報しなければならない。

(集積場利用者の義務)

第 20 条 占有者は、一般廃棄物処理計画に定める一般廃棄物を排出する場合は、所定の集積場等へ持ち出さなければならない。

- 2 集積場の利用者は、その利用に当たって一般廃棄物処理計画に従い、種別ごとに分別し、市長が別に定める排出方法を遵守し、かつ、指定された日時に排出しなければならない。

- 3 集積場は、市長の同意を得て、占有者が共同で設置するものとし、当該占有者は清掃を行う等により、その集積場の清潔の保持に努めなければならない。

(多量の一般廃棄物)

第 21 条 法第 6 条の 2 第 5 項の規定により運搬その他について市長が指定することができる多量の一般廃棄物の量は、次に掲げるとおりとする。

- (1) し尿 1 日平均排出量が 180 リットル以上
- (2) ごみ 1 日平均排出量が 30 キログラム以上
- (3) その他の一般廃棄物 市長が必要と認めた量

- 2 前項各号に掲げる一般廃棄物(し尿を除く。)は、焼却、破碎、切断、圧縮等、あらかじめ前処理に努め処理施設に搬入しなければならない。

- 3 次の各号に掲げる一般廃棄物は、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる前処理をした後、市長の指示に従い、搬入しなければならない。

- (1) 木くず おおよそ乾燥したものであって、おおむね長さ 100 センチメートル以内、重さはおおむね 10 キログラム以内に切断又は破碎をすること。

- (2) 飲食業等に係る多量の水分を含む雑廃 十分に水切りをした後、市長の指示する容器等で、重さおおむね 10 キログラム以内のものとする

- 4 市長は、一般廃棄物を排出する事業者に対し、他の一般廃棄物の処理に支障を来すと認められる場合には、第 1 項の規定にかかわらず当該一般廃棄物を自ら処理させる等、必要な指示をすることができる。

(一般廃棄物処理手数料)

第 22 条 一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、一般廃棄物処理手数料(以下「処理手数料」という。)を徴収する。

- 2 前項の規定による処理手数料の額は、別表第 1 のとおりとする。

- 3 市長は、天災その他特別の理由があると認める場合は、処理手数料の全部又は一部を免除することができる。

- 4 前 3 項に定めるもののほか、処理手数料の徴収に関し、必要な事項は、規則で定める。

(一般廃棄物の収集及び運搬)

第 23 条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、生活環境の保全上支障が生じないうちに、一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行わなければならない。

- 2 市長は、一般廃棄物処理計画の範囲内において、一般廃棄物の収集及び運搬を他に委託することができる。

(一般廃棄物処理業者等の許可)

第 24 条 法第 7 条第 1 項若しくは第 4 項の規定による一般廃棄物の収集若し

くは運搬又は処分の事業(以下「一般廃棄物処理業等」という。)又は浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可又は当該許可の更新を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬又は処分する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物処理業等を業として行う者その他省令で定める者については、この限りではない。

- 2 前項の許可を受けた後において、その内容の一部を変更しようとするときも、同様とする。
(許可証の交付)

第25条 市長は、前条の規定により許可したときは、許可証を交付する。

- 2 前条第1項の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)は、前項の許可証を紛失し、又は損傷したときは、直ちにその理由を市長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

- 3 許可証の有効期間は、2年とする。
(一般廃棄物処理業等の許可手数料)

第26条 一般廃棄物処理業等又は浄化槽清掃業の許可又は許可の更新を受けようとする者は、当該各号に定める手数料を申請又は届出の際に納入しなければならない。

- (1) 一般廃棄物処理業等許可手数料 2,000円
- (2) 浄化槽清掃業許可手数料 3,000円
- (3) 許可証の再交付手数料 当該手数料のそれぞれ2分の1の額
(業務の停止、廃止及び再開)

第27条 許可業者は業務を休止し、若しくは廃止し、又は休止していた業務を再開しようとするときは、その30日前までに市長に届け出なければならない。

(施設及び運搬用機材の検査)

第28条 許可業者は、許可を受けるに当たって必要な収集運搬車等の機材及び車庫等の施設について、市長の定期及び随時の検査を受けなければならない。

(従事者の届出)

第29条 許可業者は、一般廃棄物の収集運搬又は処理並びに浄化槽の清掃に従事する者の氏名、生年月日等規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

(許可証の譲渡又は貸与の禁止並びに返納義務)

第30条 許可業者は、許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

- 2 許可業者は、許可の有効期間が満了し、又はその期間が取り消されたときは、その日から7日以内に許可証を市長に返納しなければならない。
- 3 許可業者が営業を廃止し、又は合併し、若しくは解散したときは、それぞれ本人若しくは相続人又は合併後存続する法人若しくは清算人は、直ちにその旨を市長に届け出て許可証を返納しなければならない。

(浄化槽清掃計画の届出)

第31条 許可業者は、浄化槽の清掃を行う場合は、あらかじめ浄化槽清掃計画書を市長に届け出なければならない。

(市が処分する産業廃棄物の処理)

第32条 法第11条第2項の規定により市が処分する産業廃棄物は、市内の事業所から排出するもので、一般廃棄物の処理とあわせて処分することができ、かつ一般廃棄物の処理に支障のない範囲内で市長が定めるものとする。

(産業廃棄物処分費用)

第33条 法第13条第2項の規定による産業廃棄物の処分に要する費用は、別表第2のとおりとする。

- 2 市長は、天災その他特別の理由があると認める場合は、処理手数料の全部又は一部を免除することができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、処理手数料の徴収に関し、必要な事項は、規則で定める。

(報告の徴収等)

第34条 市長は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者その他関係者に対し、廃棄物の減量及び適正処理に関し必要な報告を求め、又は指示することができる。

(立入検査)

第35条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び適正処理に関し、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(技術管理者の資格)

第36条 法第21条第3項の条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する場合を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験をゆうするもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有す

る者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者
(委任)

第 37 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の両津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 47 年両津市条例第 29 号)、相川町廃棄物の減量及び清掃等に関する条例(平成 8 年相川町条例第 13 号)、佐和田町廃棄物の減量及び清掃等に関する条例(平成 7 年佐和田町条例第 25 号)、金井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 47 年金井町条例第 20 号)、新穂村廃棄物の処理及び清掃等に関する条例(昭和 47 年新穂村条例第 11 号)、真野町廃棄物の減量及び清掃等に関する条例(平成 12 年真野町条例第 21 号)、小木町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 47 年小木町条例第 36 号)、羽茂町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 47 年羽茂町条例第 19 号)若しくは赤泊村廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 47 年赤泊村条例第 20 号)又は解散前の佐渡広域市町村圏組合佐渡クリーンセンター廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成 9 年佐渡広域市町村圏組合条例第 11 号)若しくは南佐渡クリーンセンター廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成 13 年南佐渡クリーンセンター条例第 29 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 合併前の規定による処理袋、処理券等については、市長が別に定めるものとする。

附 則(平成 16 年 4 月 1 日条例第 319 号)

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 30 日条例第 18 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 28 日条例第 107 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日条例第 14 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 26 日条例第 11 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日条例第 3 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 25 日条例第 1 号)

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 12 月 24 日条例第 17 号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 22 条関係)

(平 17 条例 18・平 17 条例 107・平 21 条例 14・平 22 条例 11・一部改正・
令元条例 17・全改)

区分		手数料(消費税込み)	
燃やすごみ	収集、運搬及び処分 (指定容器を使用 する場合)	指定容器(特小)10 枚につき	100 円
		指定容器(小)10 枚につき	160 円
		指定容器(大)10 枚につき	250 円
		処理券 1 束につき 1 枚	20 円
燃やさないごみ	収集、運搬、処分(指	指定容器(小)10 枚につき	250 円

(発火性危険ごみを含む。)	定容器を使用する場合)	指定容器(大)10枚につき 350円	
燃やすごみ 燃やさないごみ (発火性危険ごみを含む。)	直接搬入(指定容器を使用しない場合等)	10キログラムまでごとに60円	
粗大ごみ	収集、運搬、処分(処理券を使用する場合)	処理券 1個につき1枚 520円	
	直接搬入(処理券を使用しない場合)	30キログラムまで520円 超過10キログラムごとに100円	
蛍光管及び水銀入り体温計	処理施設等に直接搬入	1個につき 30円	
犬、猫等の死体	直接搬入の場合	1個につき 520円	
特定家庭用機器	直接搬入の場合	テレビ(ブラウン管式、液晶式及びプラズマ式のものという。)	1個につき 800円
		冷蔵庫	1個につき 1,200円
		冷凍庫	1個につき 1,200円
		洗濯機	1個につき 800円
		衣類乾燥機	1個につき 800円
		エアコン	1個につき 1,000円
し尿	収集、運搬	1リットルにつき 8円	

備考 発火性危険ごみとは、スプレー缶(エアゾール缶)、カセットボンベ及びガスライターをいう。

別表第2(第33条関係)

区分	費用(消費税込み)
廃プラスチック類	10キログラムまでごとに1,000円
紙くず、木くず、動植物性残さその他市長が定めるもの	10キログラムまでごとに100円

佐渡市の環境（令和3年度版）

編集 佐渡市市民生活部生活環境課
〒952-1292 佐渡市千種 232
電話 0259-63-3113
<市のホームページアドレス>
<https://www.city.sado.niigata.jp/>